

199-2003
地震対策資料

震災時し尿及び生活系ごみ
処理対策マニュアル

平成15年1月

静岡県

目 次

	頁
第1編 総論	
第1章 目的	1
第2章 基礎的事項	1
第3章 震災廃棄物処理に関する共通事項	7
第2編 し尿処理対策	
第1章 防災応急対策	9
第1節 平常時	9
第2節 応急対策準備期（判定会招集後）	14
第3節 応急対策実施期（警戒宣言発令後）	18
第2章 災害応急対策	21
第1節 地震発生直後	21
第2節 狭域的災害対応期	25
第3節 広域的救援期	29
第4節 応急復旧期	33
第3章 恒久復旧対策	35
第4章 耐震化対策	37
第3編 ごみ処理対策	
第1章 防災応急対策	39
第1節 平常時	39
第2節 応急対策準備期（判定会招集後）	42
第3節 応急対策実施期（警戒宣言発令後）	44
第2章 災害応急対策	46
第1節 地震発生直後	46
第2節 狭域的災害対応期	48
第3節 広域的救援期	49
第4節 応急復旧期	52
第3章 恒久復旧対策	53
第4章 耐震化対策	54
参 考 資 料	55

第 1 編 総 論

第1章 目的

昭和 51 年の東海地震説が発表されてから、本県では東海地震対策を県政の最重要課題の一つとして取り組んでいる。

震災時のし尿及びごみ処理対策については、静岡県地域防災計画に基づき、県、市町村、住民及び自主防災組織が実施することとされている。このマニュアルは、静岡県地域防災計画を補完し、し尿及びごみ処理対策におけるそれぞれの役割と行動を確認するとともに、相互の連携を円滑に行うために策定したものである。

第2章 基礎的事項

震災時のし尿及びごみ処理対策を実施する上で確認すべき基礎的な事項を述べる。

1 第3次地震被害想定の概要

平成 13 年 5 月に本県が発表した第3次地震被害想定の概要は次のとおりである。

なおこの第3次地震被害想定は、東海地震と神奈川県西部地震を対象としているが、このマニュアルは県下全体に被害を及ぼすと想定されている東海地震を対象として作成した。

(1) 想定的前提条件

地震の規模	マグニチュード 8
想定の子節等	冬 18 時 (予知なし)
対象人口	3,737,360 人 (平成 7 年国勢調査による常住人口)
対象建物	1,528,349 棟 (平成 10 年 10 月 1 日現在)

注：第3次被害想定では3種類の季節・時間を設定して、それぞれ予知なし・予知ありのケースごとの想定を行っているが、このマニュアルでは建物被害が最も大きい想定となっている「冬 18 時 (予知なし)」を基礎とした。

(2) 被害

ア 人的被害

(単位：人)

被害区分	死者	重傷者	中等傷者	計
予知された場合	790	2,521	13,412	16,723
予知されない場合	4,016	16,309	73,072	93,397

注 死者：発災後 24 時間以内に死亡すると想定される者

重傷者：手術等入院治療を必要とする者

中等傷者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者

イ 要因別物的被害想定

被害要因	被害区分	冬 18 時 (予知なし)	予知あり
地震動・液状化	大 破	131,183	131,183
	中 破	292,115	292,115
	一部損壊	290,670	290,670
人工造成地	大 破	4,774	4,774
	中 破	14,322	14,322
津 波	大 破	2,240	2,240
	中 破	3,666	3,666
	一部損壊	7,429	7,429
	床下浸水	14,955	14,955
山 崖 崩 れ	大 破	3,546	3,546
	中 破	8,762	8,762
延 焼 火 災	焼 失	58,402	51
建物被害合計	大 破	192,450	140,801
	中 破	294,846	309,174
	一部損壊	279,433	291,890
	床下浸水	6,945	7,041
建 物 棟 数		1,528,349	1,528,349
建 物 罹 災 棟 数		773,673	748,907
建物罹災率 (%)		50.6	49.0
建 物 被 害 棟 数		339,873	295,388
建物被害率 (%)		22.2	19.3
建物罹災世帯数(推計)		619,391	595,732

(注) 大 破：倒壊及び復旧が困難と考えられる建物
 中 破：柱、梁、基礎などに被害があり、復旧のためには大修理が必要と考えられる建物
 一 部 損 壊：壁や基礎に複数の亀裂などがあり、全体的にみて中程度の被害と考えられる建物
 建物被害合計：要因別の重複被害を除外した棟数
 建物被害棟数：被害の程度を示す棟数 (大破棟数+中破棟数×0.5)
 建物罹災世帯数：世帯数×建物罹災率

(3) ライフラインの機能支障及び応急復旧

ライフラインの機能支障は地域により異なると予想されるが、次の機能支障期間及び施設応急復旧日数等を想定し、必要な対策を講じることとする。

種 類	機能支障率		機能支障需要家数	施設応急復旧日数
電 力	34%		582,667	6~12日間程度
電 話	輻輳により1週間程度電話がかかりにくくなると想定される			12日間程度
都市ガス	安全確保のため揺れに伴い緊急遮断され供給が停止する。			30日程度
上 水 道	1日後	71%	880,477	30日程度
	7日後	15%	183,557	30日程度
下 水 道	2%		11,707	30日程度

(ライフライン機能支障想定結果：第3次被害想定)

2 災害関係の国庫補助

(1) 廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の災害復旧事業

災害時に市町村が廃棄物処理に関連して行う事業に対する国庫補助として「災害廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」がある。

被災時には、市町村は、応急対策に合わせてこれらの補助を受けるための手続きを進めることが必要となる。国庫補助事業の概要は次のとおりである。

ア 災害廃棄物処理事業費補助

(ア) 補助対象事業の範囲

- a 市町村及び一部事務組合が災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業
- b 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分にかかる事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの

(イ) 補助対象経費

- a 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分によること。）
- b 自動車、船舶、機械器具の借料及び燃料費
- c 機械器具の修繕費
- d し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- e 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- f 自動車購入費については、1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額

(ウ) 補助率

2分の1

(エ) 補助対象から除外されるもの

1 市町村の事業に要する経費が市にあっては、80万円未満、町村にあっては、40万円未満のもの

イ 災害時における廃家電製品の取扱い

災害時における特定家庭用機器廃棄物については、平成13年10月2日付環廃第396号でその取扱いが示されており、その概要は下記のとおりである。

- (ア) 災害により廃棄物となった特定家庭用機器廃棄物は、特定家庭用機器再商品化法第54条の規定に基づいて製造業者等に引き渡すか、廃棄物処理法に定める処理基準にしたがって処理されるべきものである。
- (イ) 市町村が製造業者に引き渡した場合は、その処理費用（特定家庭用機器再商品化法第19条に定める料金）が災害廃棄物処理事業として国庫補助対象となる。
- (ウ) 特定家庭用機器廃棄物が災害廃棄物に該当するかどうかは、災害により家屋等が被災した場合（全壊、半壊、床下浸水）に、当該災害が原因で対象家電が廃棄物となり、かつ、災害発生後速やかに廃棄物として市町村に引き取りの求めがあった場合を原則とする。
- (エ) 災害に乗じて被災していない廃家電を廃棄されるおそれもあることから、全壊等により被災した家屋等における廃家電の所有台数を市町村で調査を行い、災害廃棄物に該当する

かどうか判断する必要があるとともに、他の災害廃棄物と同様に被災後相当の期間が経過した場合は災害廃棄物に当たらない場合もあること。

ウ 廃棄物処理施設災害復旧費補助

(7) 補助対象事業の範囲

災害復旧事業で、次の事業に該当するもの

- a 災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用を復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とするものであり、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設を設置することを目的とするもの
- b 地方公共団体（一部事務組合を含む。）が設置した次の施設の復旧事業

し尿処理関連施設	し尿処理施設 コミュニティ・プラント 汚泥再生処理センター
ごみ処理関連施設	ごみ処理施設 埋立処分地施設

(イ) 補助対象経費

アに掲げる施設の災害復旧に係る工事費

(ウ) 補助率

2分の1

(エ) 補助対象から除外されるもの

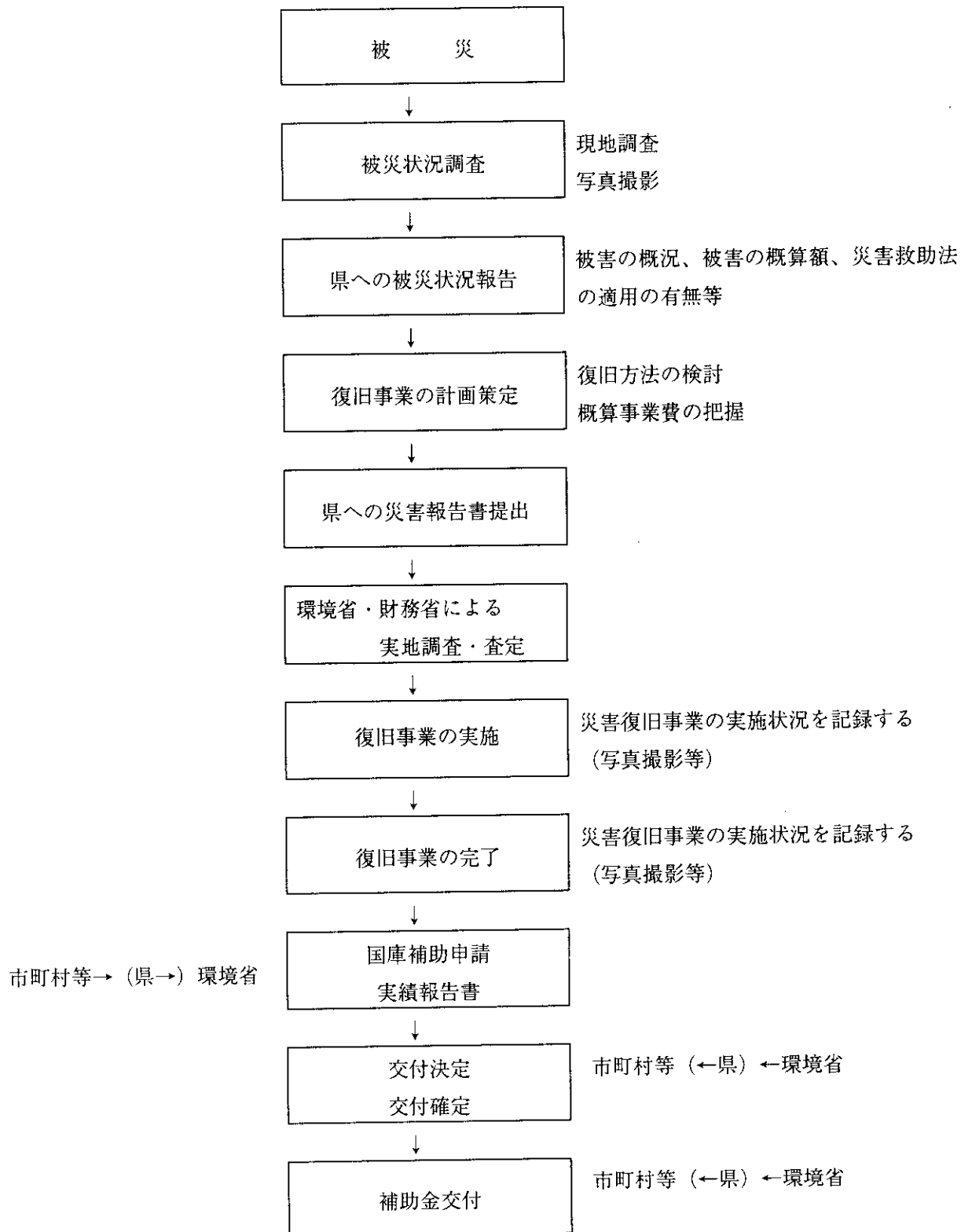
- a 事務所、倉庫、公舎等の施設
- b 1施設の復旧事業に要する経費が次に掲げる限度額未満のもの

市にあっては、150万円、町村にあっては、80万円、ただし、一部事務組合については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあっては、150万円、人口3万人未満の組合にあっては、80万円

- c 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- d 維持工事とみられるもの
- e 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの
- f 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- g はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

エ 国庫補助事業の事務処理の流れ

被災時の対応に係る事務処理の流れをフローシートで示すと次のとおりである。



注1 災害の規模等により順序が入れ替わることがある。

注2 具体的な補助の手続き等については、「廃棄物処理施設整備実務必携」（環境衛生施設整備研究会監修）を参照すること。

(2) 下水道の災害復旧事業

災害時に下水道の復旧に関連して行う災害復旧制度として「公共土木施設（下水道）災害復旧事業」がある。

災害時には、土木事務所及び市町村は、応急対策に併せて、この事業採択を受けるための手続きを進めることが必要となるが、災害復旧制度の手続き、採択条件等については、「下水道事業の手引き」（国土交通省都市地域整備局下水道部下水道事業課監修）を参照すること。

第3章 震災廃棄物処理に関する共通事項

1 震災廃棄物処理に関する基本方針

震災廃棄物の処理は、平常時、防災応急対策期、災害応急対策期、恒久復旧対策期の段階に区分され、それぞれの段階において以下のような適切な対応を行うことが必要である。

(1) 平常時から防災応急対策期

平常時から震災廃棄物の処理を行う上での基本情報や体制を整備しておくことにより、地震発生時に速やかな対応が可能となる。このため、特に重要となる次の事項を基本に準備を進める必要がある。

- ア 情報の収集、更新
- イ 処理体制・協力体制の整備、確立
- ウ 災害廃棄物処理のシミュレーション
- エ 市民への啓発
- オ 資材、機材の備蓄

(2) 災害応急対策期

応急対策期は、本格的な震災廃棄物の処理を行うために、情報の収集・整理、体制確立等を速やかに行う必要がある。一方、災害応急対策期の状況としては、情報の不足、人員の不足等が懸念されることから、災害応急対策期の基本方針は以下のとおりとする必要がある。

- ア 迅速かつ正確に情報の収集・伝達
- イ 震災時の状況に即応した体制の整備
- ウ 震災廃棄物の処理のための組織設置準備、実施計画の作成
- エ 必要機材、仮置場等の迅速な確保
- オ 環境にも配慮した緊急処理施設等の迅速な配置と処分先の確保
- カ 効率的かつ徹底した広報活動

(3) 恒久復旧対策期

震災廃棄物の計画的な処理を実施するための恒久復旧対策期の基本方針は以下のとおりとする必要がある。

- ア 衛生的、計画的な処理・対応
- イ 安全作業の確保
- ウ 環境に配慮した処理
- エ リサイクルの推進

2 市民等への啓発

震災時においては、上下水道の被害等に伴う水洗便所の使用制限や、生活ごみ、粗大ごみ等の搬出方法に対する住民の混乱が予想され、市町村はそうした住民からの苦情への対応に迫られることが予想される。このため、震災時における市民生活の確保、震災廃棄物の迅速な処理、リサイクルの推進のために、平常時から以下の項目について市民、関係団体等の協力が得られるように啓発活動を行う必要がある。

- (1) 仮設便所の配置計画、使用方法
- (2) 生活ごみ、粗大ごみ等の排出方法
- (3) 建物の解体に伴う廃棄物の処理方法
- (4) リサイクルの促進
- (5) 震災時における広報方法

啓発活動のための手段としては、防災訓練、紙面広報等が挙げられるほか、インターネットの有効利用も考えられる。

住民への啓発方法(案)

- 1 防災訓練時に、自主防災組織等により仮設便所の組立を行い、使用上の注意・維持管理方法等について市民への啓発を行う。
- 2 紙面広報・インターネット等を活用して、下記の内容等について広報する。
 - (1) リサイクルの必要性
 - (2) 不法投棄・野焼き等の禁止行為
 - (3) 震災時における水洗便所の使用方法（下水道施設等に被害がない場合は、水の確保により水洗便所が使用可能であること、被害がある場合は使用を自粛すること等）
 - (4) 生活ごみ、粗大ごみの分別方法、排出方法
 - (5) 仮設便所の使用方法

また、災害応急対策期には、震災廃棄物の対応等について市民等へ周知徹底することが震災廃棄物の処理の混乱を未然に防ぐこととなる。このため、災害応急対策期の広報活動はあらゆる手段（同報無線、公共通信媒体（テレビ、ラジオ、新聞等）、広報誌、チラシ、貼紙、インターネット、広報宣伝車等）を活用して住民に対する周知徹底を図る必要がある。

その際に、今後の広報手段についても合わせて広報し市民の情報源の確立を図る必要がある。広報する内容として以下の事項が考えられる。

- (1) 水洗便所の使用制限
- (2) 仮設便所の設置状況、使用上の注意、維持管理方法等
- (3) 生活系ごみの分別方法、排出方法、排出場所等
- (4) 収集ルート及び日時の変更
- (5) 仮集積場の設置状況、搬入方法
- (6) カセットボンベ等の危険物の排出方法
- (7) 特定家庭用機器廃棄物の排出方法

第2編 し尿処理対策

第1節 平常時

地震による被害により、し尿処理は大きく影響を受けることとなることが予想される。この変化に迅速に対応するために行う、平常時からの被災に備えた準備について定める。

1 し尿処理関連施設の種類

し尿処理関連施設は、下水道法、浄化槽法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくものがあり、その定義は次のとおりである。

(1) 下水道

下水（生活若しくは事業活動から発生する汚水又は雨水）を処理する施設で公共下水道と流域下水道がある。

種類	定義
公共下水道	主として市街地における下水を処理し、市町村が管理する下水道
流域下水道	もっぱら市町村が管理する下水道の排水を処理する施設で、二以上の市町村区域における下水を処理し、県が管理する下水道

(2) 浄化槽

便所と連結してし尿又はし尿と合わせて生活雑排水（雨水を除く）を処理する施設（下水道及びし尿処理施設を除く）で単独処理浄化槽と合併処理浄化槽がある。

種類	定義
単独処理浄化槽	し尿のみを処理する浄化槽
合併処理浄化槽	し尿と合わせて生活雑排水を処理する浄化槽

(注) 合併処理浄化槽には、農林水産省の公的助成を受けて整備される農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設が含まれる。

(3) し尿処理施設

下水道及び浄化槽以外のし尿を処理する施設で、し尿処理施設とコミュニティプラントがある。

種類	定義
し尿処理施設	収集した汲取りし尿及び浄化槽から発生する汚泥を処理する施設で主として市町村又は一部事務組合が管理
コミュニティプラント	市町村が団地等に設置する施設で、し尿と生活排水を管渠により集め処理する施設

2 し尿処理の概要

し尿は、水洗便所と汲取便所へ排泄され、水洗便所のものは下水道、コミュニティプラント、又は浄化槽で処理され、汲取便所のものはし尿処理施設等で処理されるか、自家処理されている。

なお、コミュニティプラント及び浄化槽から発生する汚泥もし尿処理施設等で処理されている。

3 被災後におけるし尿処理計画の検討

(1) 被災後におけるし尿処理に関する状況の想定

被災後は、さまざまな要因により平常時のし尿処理では対応が不可能となることが予想される。このため、平常時から自市町村内に発生すると予想される被害状況を想定する必要がある。

また、主要な震災時し尿処理対策として、便所の使用不能に対応するための仮設トイレの設置があるが、便所が使用不能となる原因は多岐にわたっており、かつ、複合的に発生することから、第3次被害想定等を参考にして、市町村内の被害状況を、し尿処理方式の異なる地域別に、精密に想定する必要がある。

なお、被害状況を想定するに当たって考慮すべき事項として、下記が考えられる。

ア 便所の使用不能

- ・住宅の倒壊、焼失、立入制限等
- ・水道の供給停止
- ・し尿処理関連施設（管渠・処理施設）の損傷・稼働停止
- ・浄化槽、便槽の損傷

イ し尿処理体制の変化

- ・し尿処理施設の損傷による処理能力の低下又は喪失
- ・し尿処理に従事する職員が被災することによる要員の不足
- ・建物の倒壊に伴う道路の通行不能及び仮設トイレの設置等に伴う収集ルートの変更

(2) 想定した状況に対応する震災時し尿処理計画の検討

し尿処理は衛生・防疫の観点から被災直後から迅速な対応が必要となることに留意して、(1)で想定した状況に基づいて震災時し尿処理計画を検討する。

また、仮設トイレは地震発生直後から需要が生じるものであることから、平常時から仮設トイレの配置計画を策定し、必要量の仮設トイレを必要とする場所に備蓄しておくとともに、仮設トイレのし尿に関する収集運搬計画を策定しておかなければならない。

なお、この震災時し尿処理計画を住民に対して周知徹底する手法についても合わせて検討しておく必要がある。検討にあたって考慮すべき事項は次のとおりである。

ア 便所が使用不能となる住民数

イ アに対応する仮設トイレの配置計画、備蓄計画

ウ 仮設トイレの備蓄場所からの運搬方法、設置方法、管理方法

エ 仮設トイレ不足への対応

- ・民間保有業者等への支援要請、協定の締結

オ し尿収集運搬ルート、収集頻度、し尿処理施設への搬入ルート

カ 収集効率の低下、収集能力不足への対応

- ・民間収集運搬許可業者等への支援要請

キ 処理能力の低下・喪失への対応

- ・周辺市町村との広域処理の実施
- ・し尿処理関連施設間の相互協力

(3) 仮設トイレについて

ア 避難所等における仮設トイレの必要数

避難所の仮設トイレの必要数は、第3次被害想定で市町村別に算出されているが、これは一定の算出方法により理論的に求めたものであり、市町村は3-(1)の被害想定に基づいて、地域の実情に合わせて増減することが必要である。

なお、仮設トイレの必要数は以下により計算することが可能である。

*必要仮設トイレ数

$\begin{aligned} \text{必要仮設トイレ数} &= (\text{し尿原単位} \times \text{使用人数}) \\ &\quad \div \text{仮設トイレし尿処理能力 (便槽容量等)} \times \text{収集間隔日数} \end{aligned}$ <p>(注1) し尿原単位：1.2 l/人・日 (注2) 収集間隔日数：収集車の台数等に基づき、収集計画を立て、何日に1回収集するかを決定する。(2~3日に1回以上の収集が必要)</p>

また、医療救護施設（病院、救護所等）や防災関係機関（役場、消防署等）で使用するトイレについても、別途、その規模等を考慮して備蓄数を決定することが必要である。

イ 仮設トイレの種類

仮設トイレは、様々な方式のものが開発されているが、処理能力はもとより、使用対象者（老人、障害者等）、設置場所等を考慮して選定し備蓄する必要がある。主な方式の特徴等は次のとおりである。

(7) 廃棄方式

便槽、袋等に、し尿を貯溜若しくは封入し、ごみとして廃棄するトイレで、次の型式のものがある。（し尿を袋に封入するもので電源を必要とするものもある。）

断水時、停電時にも使用できるが、廃棄に際しては、衛生的に処理するために焼却する必要があるため、避難所等で大量に発生する場合はごみの収集計画に組み込むことが必要となる。

ポータブル式	<ul style="list-style-type: none">・キャンプ用品等として普及しているもので、貯溜したし尿は凝固剤で固化等して袋詰めし廃棄する必要がある。・また、貯溜量が少ないことから、家族単位で使用することを目的として各家庭に備蓄することも考慮する必要がある。
折りたたみ式	<ul style="list-style-type: none">・折りたたみ椅子と同様の型式で、簡単に屋内やトイレ・ブースに設置できるが、袋にし尿を貯溜することから、し尿の凝固剤を使用することが必要となる。

組み立て式	<ul style="list-style-type: none"> ・組み立てて設置する箱型のトイレで、底部の空間に使用の都度袋詰めにしたし尿を貯留することから、貯留能力は大きいが一量に達した時点で廃棄する必要がある。 ・備蓄しやすいが、組み立てや使用方法に慣れる必要がある。
-------	---

(イ) くみ取り方式

便槽等にし尿を貯溜し、一定量に達した時点でくみ取りをするトイレで次の型式のものがある。

断水時、停電時にも使用できるが、くみ取りを必要とすることから、し尿収集計画に組み込む必要がある。

組み立て式	<ul style="list-style-type: none"> ・組み立てて設置する箱型のトイレで、底部空間の便槽にし尿を貯留することから貯留能力は大きいですが、便槽はくみ取りが容易にできる構造のものとする必要がある。 ・備蓄しやすいが、組み立てに慣れる必要がある。
移動くみ取り式	<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場等に設置される移動式の箱型のトイレで、貯留能力も大きく、設置後直ちに使用できるが、重量のあるものは容易に運搬できないことがあることから、設置条件を考慮することが必要となる。 ・また、平常時の保管スペースを確保する必要がある。

(ウ) 循環方式

し尿を循環処理する水洗トイレを大型車に組み込んだ移動自動車式のもので、必要な所へ設置できるが、価格が高く、平常時の保管スペースを確保する必要がある。

(エ) 焼却方式

し尿をトイレの中で焼却処理するトイレで衛生的な処理が可能であるが、電源を必要とするとともに、処理に時間を要する。

(オ) 堆肥化方式

し尿をオガ屑とともに発酵させ堆肥化するトイレで、生ごみを合わせて処理することができるが、堆肥化に時間を要する。

(カ) 下水道直結方式

下水道汚水本管にあらかじめ排水管を接続し設置する仮設トイレで、し尿収集を必要としない。ただし、水洗用水及び下水道施設の処理機能を確保する必要がある。

(4) し尿収集の班編成

し尿収集計画を策定するに当たっては、し尿収集車数、要員数等を考慮し、収集区域、収集ルート等を決定することになる。班編成は概ね次のとおりとするが、収集回数等は、想定される被災状況（道路の渋滞等）を考慮して決定する必要がある。

収集車1台について	作業員：運転1人+作業2人=3人 収集量：7.2 K l / 日 (1.8K l / 台×4回)
-----------	--

4 応急処理の基本的な考え方

地震によるし尿処理対策のうち、仮設トイレの設置業務は、被災直後から同時期にかつ大量に需要が発生することが予想されるが、道路事情による運搬不能・職員の確保難等行政の対応にも限度が生じることが想定されることから、仮設トイレの設置が必要とされる避難所等については、それぞれの避難所等に事前に備蓄しておき、組み立てや管理等について、住民や自主防災組織との協力体制等について検討する必要がある。

また、し尿の収集に関しては、平常時からし尿等収集運搬許可業者と震災時の対応について協議しておく必要がある。

(1) 市町村

- ア 震災時し尿処理に必要な仮設トイレ及び消毒用・防臭用薬剤等について、必要数を把握した上で配置を考慮して適切な場所に備蓄しておく。
- イ 仮設トイレの配置、運搬、管理計画を作成しておくとともに、組立方法等に習熟しておく。
- ウ 仮設トイレの設置について、住民及び自主防災組織に対し協力を求める場合は、組立・設置方法、管理方法、役割分担等を明示しておく。
- エ 市町村防疫担当部局と被災時の対応について協議しておく。
- オ 被災時に協力を要請する民間団体・事業者等と、被災時における協力体制等について協議しておく。
- カ 緊急時の連絡体制を整備しておく。
- キ 被災時の広報活動案を整備しておく。

(2) 施設管理者

- ア 施設管理者は、緊急時に備えて次の対策を実施することが必要である。
 - (ア) 緊急時における運転操作マニュアルや設備の保守点検マニュアルの策定を行い、日常から緊急時における的確な運転操作を習熟しておく。
 - (イ) 機器の保守点検により異常・故障の早期発見に努める。
 - (ウ) 整備交換周期等の整備計画を策定し機能維持に努め、施設全体としてバランスのとれた安全設備とする。

(3) 住民

- ア 家庭用組立式簡易トイレ、トイレ用脱臭剤等のし尿の自家処理に必要な器具等を備蓄しておく。

(4) 自主防災組織

- ア 市町村から仮設トイレの設置に関する依頼を受けている場合には、仮設トイレの設置方法について習熟するとともに、管理方法の検討をしておく。
- イ 仮設トイレの設置・管理等の担当班をおき、責任者を定めておく。

第2節 応急対策準備期

地震データの異常に伴い、地震判定会が招集されてから警戒宣言が発令するまでの間の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

地震発生が予知されなかった場合は、地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 共通事項

- (7) 被災時の対応について確認を行う。
- (1) 応急対策のための関係資料を準備する。
準備すべき資料を例示すると次のとおりである。

<応急対策関係資料>

担当部局	関係資料
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村し尿処理施設一覧表 ・市町村し尿収集車保有状況一覧表 ・市町村仮設トイレ備蓄状況一覧表 ・近県のし尿処理関連資料
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時連絡先一覧表 ・県内備蓄資材一覧表 ・県内下水道施設一覧表 ・応急復旧協力業者一覧表
浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・団地等(50人槽以上)一覧表 ・浄化槽施工業者一覧表 ・浄化槽保守点検業者一覧表
集落排水処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・集落排水処理施設一覧表

イ 清掃担当部局

- (7) 市町村清掃担当課、保健所、環境省等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体の確認を行う。

ウ 下水道担当部局

- (7) 市町村下水道担当課、土木事務所、(財)静岡県下水道公社、国土交通省、日本下水道事業団等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。

エ 浄化槽担当部局

(7) 市町村浄化槽担当課、保健所、環境省等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体等の確認を行う。

オ 集落排水処理施設担当部局

(7) 市町村の集落排水処理施設管理者との連絡体制を確認し、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体等の確認を行う。

(2) 市町村

ア 共通事項

- (7) 被災時の対応について確認を行う。
- (イ) 応急対策のための関係資料を準備する。
準備すべき資料を例示すると次のとおりである。

<応急対策関係資料>

担当部局	関係資料
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・震災時し尿処理計画 ・し尿収集業者及び収集車両一覧表 ・緊急輸送用道路地図 ・避難所等仮設トイレ配置計画一覧表 ・避難所等防災関係施設配置地図 ・仮設トイレ備蓄状況一覧表 ・管内及び近隣市町村の仮設トイレ保有業者一覧表 ・緊急時職員連絡網一覧表 ・緊急時連絡先一覧表（警察署・消防署・保健所等）
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時職員連絡網一覧表 ・緊急時連絡先一覧表 ・下水道台帳 ・備蓄資材一覧表 ・応急復旧協力業者一覧表
浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置状況一覧表 ・管内及び近隣市町村の浄化槽施工業者一覧表 ・管内及び近隣市町村の浄化槽保守点検業者一覧表
集落排水 処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時職員連絡網一覧表 ・維持管理業者一覧表 ・緊急時連絡先一覧表

- (ウ) 広報体制の確認を行う。
- (エ) 防疫を担当する部局と連携をとり防疫体制の確認を行う。

イ 清掃担当部局

- (7) 県清掃担当室、保健所等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。
- (イ) し尿収集車の緊急車両指定手続きの確認を行う。

ウ 下水道担当部局

- (7) 県下水道室、土木事務所等関係機関との連絡体制の確認をするとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。

エ 浄化槽担当部局

- (7) 県浄化槽担当室、保健所等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。

オ 集落排水処理施設担当部局

- (7) 県集落排水処理施設担当室、農林事務所等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。
- (イ) 集落排水処理施設管理組合に対し、非常時体制の再確認を指示する。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 共通事項

- ア 設備、機器の点検を行い、特にし尿等の流出防止対策、機器等の転倒防止対策を行う。
流出防止対策等における留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

被災時には、配管類やタンク類の被害が原因で、し尿、下水や薬品類の流出の恐れがあることから、地震発生時に作動する自動制御装置の点検を行うとともに、配管類の接続部分や老朽化している部分の点検、補強等の流出防止対策や転倒防止対策を実施する。

- イ 備蓄資材・機器の点検、確認を行う。
- ウ 被災時の施設管理体制の確認を行う。
施設管理体制における留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

下水道、し尿処理施設等規模の大きい施設においては、職員の被災等により、必要な要員を確保できない場合が想定されるので、特に夜間の管理体制と地震発生時の職員の参集体制についての確認を行い、被災時に人的な面における適切な応急対策を講じることのできるようにする。

- エ 応急対策を実施するに当たり、協力要請を行う市町村担当課等関係機関への連絡体制を確認する。

(2) 下水道管理者

- ア 終末処理場及び中継ポンプ場の設備、機器の点検を行う。
- イ 処理施設製造業者、土木工事業者、配管工事業者等応急復旧工事に必要な業者の確認を行い、被災時に緊急連絡がとれる体制を整える。
- ウ 下水道台帳の点検、確認を行う。

(3) 浄化槽管理者

- ア 保守点検業者、施工業者の確認を行い、被災時には緊急連絡がとれる体制を整える。
- イ 団地等の集合型浄化槽の設置者で、仮設トイレを備蓄している場合、設置の準備を行う。

(4) 集落排水処理施設管理者

- ア 設備、機器の点検は、中継ポンプ及び排水処理施設について行う。
- イ 日常の管理者は、動力制御装置と警報装置の点検を行い、異常の有無等を確認し、専門業者は通常の定期巡回管理を行う。
- ウ 仮設トイレを備蓄している場合、設置の準備を行う。

(5) し尿処理施設管理者

- ア 処理施設製造業者、土木工事業者、配管工事業者等応急復旧工事に必要な業者の確認を行い、被災時に緊急連絡がとれる体制を整える。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

- ア 水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、し尿の自家処理に必要な器具等の準備を行う。自家処理における留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

平常時から家庭に他の防災用品と合わせて、家庭用組立式簡易トイレ、防臭剤等を備蓄しておく必要がある。

(2) 自主防災組織

- ア 水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、避難所等のし尿処理関連資器材の点検及び仮設トイレの設置の準備を行う。

し尿処理関連資器材を例示すると次のとおりである。

<し尿処理関連資器材>

- ・ 仮設トイレ
- ・ 手の消毒薬
- ・ し尿の消毒剤

- イ 非常時の住民への連絡体制を確認する。
- ウ 集落排水処理施設等し尿処理関連施設の管理を委託されている自主防災組織にあつては、施設管理者の役割と行動に基づき、必要な対策を講じる。

第3節 応急対策実施期

警戒宣言が発令されてから地震が発生するまでの間の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

地震発生が予知されなかった場合は、地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 共通事項

- (7) 関係機関との連絡体制等について再度確認する。
- (1) 応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体等に対し、発災に備えた待機を依頼する。

イ 清掃担当部局

- (7) 保健所は、市町村に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかに、し尿処理施設の被害状況を保健所に連絡するよう指示する。
- (1) 保健所は防疫の指導体制の確認を行う。

ウ 下水道担当部局

- (7) 土木事務所は、市町村に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかに下水道施設の被害状況を土木事務所に連絡するよう指示する。

エ 浄化槽担当部局

- (7) 保健所は、市町村に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、団地等の集合型浄化槽を中心とした浄化槽の被害の把握に努め、速やかに、その状況を保健所に連絡するよう指示する。

オ 集落排水処理施設担当部局

- (7) 農林事務所は、市町村に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、集落排水施設の被害の把握に努め、速やかに、その状況を農林事務所に連絡するよう指示する。

なお、漁業集落排水処理施設については、漁港整備室が市町村に対して同様の指示する。

(2) 市町村

ア 共通事項

- (ア) 関係機関との連絡体制等について再度確認する。
- (イ) 防疫対策を担当する部局と連携をとり、防疫体制の準備を行う。

イ 清掃担当部局

- (ア) 医療・救護対策を担当する部局と連携をとり、医療・救護所への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。
- (イ) 避難対策を担当する部局と連携をとり、避難所への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

仮設トイレの設置に関する留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

被害想定や防災計画に基づき、関係部局と協議して必要な数の仮設トイレを必要な場所に設置する。

医療・救護所、避難所以外にも、駅やバスターミナルなど人が多く集まる公的な場所においても、仮設トイレの設置を必要とする場合があることから、平常時から、これらの施設の管理者と協議し、必要なトイレ数を確保する。

- (ウ) し尿収集業者等へ発災に備えた待機を依頼する。
 - (エ) し尿収集車の緊急車両指定手続きを準備する。
- 緊急車両指定における留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

緊急車両の指定については、平常時から警察署と連絡をとり、被災時には、その手続きが円滑に行うことのできるよう指定車両数、指定方法等を調整しておくものとする。

- (オ) 応急復旧の協力要請を行う事業者等へ発災に備えた待機を依頼する。

ウ 下水道担当部局

- (ア) 応急復旧の協力要請を行う事業者等へ発災に備えた待機を依頼する。

エ 浄化槽担当部局

- (ア) 清掃担当部局と協力して、仮設トイレの設置を進める。

オ 集落排水処理施設担当部局

- (ア) 管理組合に対し、非常時の体制を強化させる。
- (イ) 担当職員による施設の巡回点検を行う。
- (ウ) 自主防災組織の応急対策への協力を行う。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 下水道管理者

ア 地震被災時の体制及び終末処理場の設備、機器の点検及び下水道台帳、備蓄資材・機器の点検、確認を再度行う。

(2) 浄化槽管理者

ア 団地等集合住宅の浄化槽管理者は、仮設トイレを備蓄している場合、仮設トイレの設置を行う。

(3) 集落排水処理施設管理者

ア 中継ポンプ及び排水処理施設の設備・機器の点検を行う。

イ 日常の管理者は、動力制御装置と警報装置の異常の有無等を確認するほか被災時等の停電に対処するため自家発電装置の作動状況を確認する。

ウ 仮設トイレを備蓄している場合は、仮設トイレの設置を行う。

(4) し尿処理施設管理者

ア 応急対策を継続する。

イ 応急復旧工事業者へ発災に備えた待機を依頼する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア し尿の自家処理に必要な器具等の準備を継続する。

(2) 自主防災組織

ア 避難所等に仮設トイレ及びし尿処理関連資器材の設置を行う。

仮設トイレの設置に当たっての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

避難所等における仮設トイレの設置については、平常時から衛生面や管理面を考慮して、その設置場所を決めておくものとする。

設置にあたっては、仮設トイレの型式等を考慮し、男子用、女子用及び弱者（老人・障害者等）用を設置することが必要である。

第1節 地震発生直後

地震発生直後の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 清掃担当部局

(ア) 保健所は、市町村からし尿処理施設の被害報告を受け、その被害状況を県清掃担当課へ報告する。

(イ) 県清掃担当室は、し尿処理施設の被害状況の把握を行う。

イ 下水道担当部局

(ア) 土木事務所は、管下の市町村の被災状況を取りまとめ、県下水道室へ報告するとともに、「災害報告マニュアル」（県土木防災室作成）（以下、「災害報告マニュアル」という。）により県土木防災室へ報告する。

また、流域下水道を所管している土木事務所（以下、「流域下水道関連土木事務所」という。）は、（財）静岡県下水道公社各事務所の職員と協力して、流域下水道の被災状況を調査し、流域関連の市町の被災状況も合わせて県流域下水道室へ報告するとともに、災害報告マニュアルにより県土木防災室へ報告する。

(イ) 県下水道室は、流域下水道及び公共下水道の被災状況の把握を行う。

ウ 浄化槽担当部局

(ア) 保健所は、市町村及び浄化槽関係団体の協力を得て、団地等の集合型浄化槽を中心に、浄化槽の被害状況を把握し、県浄化槽担当室へ報告する。

(イ) 県浄化槽担当室は、浄化槽の被害程度の把握を行う。

エ 集落排水処理施設担当部局

(ア) 市町村及び農林事務所から集落排水処理施設の被害報告を受け、その被害状況を把握する。

(2) 市町村

ア 共通事項

(ア) 水道担当部局を通じて水道施設の被害状況を把握するとともに、断水地域の把握を行う。

イ 清掃担当部局

(イ) し尿処理施設の被害状況を把握し、その状況を保健所に報告する。

ウ 下水道担当部局

(ウ) 下水道の被災状況を把握し、その状況を土木事務所へ報告する。

(イ) 被災状況に応じた下水道の使用制限を検討する。

流域下水道関連市町は、土木事務所を通じ県流域下水道室と連絡、調整を図り、使用制限を検討する。

エ 浄化槽担当部局

(エ) 浄化槽の被害状況を把握し、団地等の集合型浄化槽における被害を把握した場合は、その状況を保健所へ報告する。

オ 集落排水処理施設担当部局

(オ) 集落排水処理施設の被害状況を把握し、その状況を農業集落排水処理施設にあっては、農林事務所、漁業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設にあっては、県担当室へ報告する。

(イ) 被害状況に応じ、施設の使用中止等について検討する。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 共通事項

ア 被害状況により施設の運転を停止する。

イ し尿、下水や薬品等の流出、火災の発生などによる二次災害防止の措置を講じる。

ウ 二次災害が発生した場合、若しくは発生する恐れがあり、自ら発生を防止することが不可能であると判断された場合は、直ちに関係機関に連絡を行う。

エ 容易に復旧可能な箇所については速やかに復旧する。

オ 必要に応じ、応急復旧関連事業者などに修理、必要な機器の準備を依頼をする。

(2) 下水道管理者

ア 終末処理場及び管渠等の下水道施設の被災状況の把握を行う。

イ 仮運転が可能な場合は、運転に必要な措置を行う。

(3) 浄化槽管理者

- ア 被害状況を調査し、被害状況により水洗トイレの使用を中止する。
- イ 団地等の集合型浄化槽管理者は、浄化槽の被害状況を調査し、その状況により、使用者に対してトイレの使用自粛について周知する。
- ウ 団地等の集合型浄化槽管理者は、浄化槽の被害が甚大で、市町村の支援が必要と判断された場合は、市町村担当課へ被害状況を報告するとともに、支援を要請する。

(4) 集落排水処理施設管理者

- ア 被害状況を調査し、施設の使用中止について検討する。
- イ 施設の被害状況を調査し市町村担当課へ報告し、専門業者は、市町村職員と共に施設の被害状況を調査し、施設の使用中止について検討する。

(5) し尿処理施設管理者

- ア 被害状況を調査し、その状況を市町村清掃担当課に報告する。
- イ 仮運転が可能な場合は、運転に必要な措置を行う。
- ウ コミュニティプラント部局は、被害程度に応じ施設の使用中止について検討する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 共通事項

- (ア) 各戸の排水設備（排水ます、宅内配管等）の点検を行い、異常を発見した場合は、トイレの使用を中止する。
- (イ) 当面のし尿自己処理に必要な対策を講ずる。

イ 下水道の使用者

- (ア) 施設の被害状況が確認されるまで、水洗トイレの使用を控え、し尿の自家処理に努める。

ウ 浄化槽の使用者

- (ア) 浄化槽管理者としての役割と行動に基づき、必要な応急対策を実施する。
- (イ) 団地等の集合型浄化槽を使用している者は、浄化槽の被害状況が確認されるまで、水洗トイレの使用を控え、し尿の自家処理に努める。

エ 集落排水処理施設の使用者

- (ア) 施設の被害状況が確認されるまで、水洗トイレの使用を控え、し尿の自家処理に努める。
- (イ) 各家庭及び付近の管路を点検し、破損状況を施設管理組合又は市町村担当課へ報告する。

オ コミュニティプラントの使用者

- (ア) 施設の被害状況が確認されるまで、水洗トイレの使用を控え、し尿の自家処理に努める。

(2) 自主防災組織

- ア 仮設トイレが衛生的に使用できるよう消毒、管理を行うための体制を確保する。
- イ 集合排水処理施設の管理を委託されている自主防災組織にあつては、独自に被害調査を行い、地域内の被害状況を把握し、市町村担当課へ報告する。

第2節 狭域的災害対応期

地震発生後数日間の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 共通事項

- (ア) 施設の被災状況を把握する。
- (イ) 市町村からの広域的支援要請に備え、各市町村の被災状況を整理し、連絡及び支援体制の確認を行う。

イ 清掃担当部局

- (ア) 環境省に対し、把握した被災状況を随時報告する。
- (イ) 関係部局と連携をとり、上水道及び下水道の被害、断水世帯数等の把握に努め、被害状況から仮設トイレの必要数を推計する。

ウ 下水道担当部局

- (ア) 土木事務所は、継続して管下の市町村の被災状況及び復旧状況を取りまとめ、県下水道室へ報告するとともに、災害報告マニュアルにより県土木防災室へ被災状況を報告する。
また、流域下水道関連土木事務所は、(財)静岡県下水道公社各事務所と協力して、流域下水道の被災状況を調査し、流域関連市町村の状況も合わせて、被災状況及び復旧状況を県流域下水道室へ報告するとともに、災害報告マニュアルにより県土木防災室へ被災状況を報告する。
- (イ) 県下水道室は、国土交通省及び日本下水道事業団に対し、把握した被災状況を随時報告する。

エ 浄化槽担当部局

- (ア) 保健所は、浄化槽の被害により環境汚染の恐れがある場合は、市町村に対し防疫体制を指示するとともに、浄化槽関係団体に協力要請し、応急措置を行う。

オ 集落排水処理施設担当部局

- (ア) 市町村からの被害報告を受け、被災地周辺の被害状況を把握するとともに市町村からの支援要請に応える。

(2) 市町村

ア 清掃担当部局

- (ア) 関係部局と連携をとり、上水道及び下水道の被害状況を把握する。
- (イ) 上下水道の被害状況に合わせて、関係部局と協議しながら水洗トイレの使用を自粛すべき区域の決定を行う。
- (ウ) 水洗トイレの使用を自粛する区域への広報方法を検討し、関係部局と協力して水洗トイレの使用自粛と、し尿の自家処理の実施について広報する。
被災時の水洗トイレの使用等についての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・ 平常時から上下水道の被害状況の把握体制、水洗トイレの使用自粛、自家処理における留意事項等についての広報体制を十分に検討し、整備しておくものとする。
- ・ 団地、マンション等の集合住宅では、集合住宅単位で必要数の仮設トイレを備蓄するよう、平常時から住民に対して指導する。

- (エ) し尿処理関連施設、上水道の被害状況を把握し、仮設トイレ配置計画の見直し、仮設トイレ必要数の推計を行う。

イ 下水道担当部局

- (ア) 下水道の被災状況を継続して調査し、その状況及び復旧状況を土木事務所へ報告する。
- (イ) 被災状況により下水道の使用制限を行う場合、清掃担当部局と連携して住民に対し広報を行い、周知させる。
また、流域下水道関連市町は、県流域下水道室及び土木事務所と連絡、調整を図り、同様な措置を行う。
- (ウ) 被災のない市町村は、他の被災した市町村に対する物資及び技術的な支援等に備える。

ウ 浄化槽担当部局

- (ア) 必要に応じて清掃担当部局と協力して水洗トイレの使用自粛と、し尿の自家処理の実施について広報する。
- (イ) し尿等の流出により環境汚染の恐れがある時は、汚染地域の防疫を行うとともに、自主防災組織に対し必要な指導を行う。

エ 集落排水処理施設担当部局

- (ア) 集落排水処理施設管理者と連携をとり、施設の被害状況により水洗トイレの使用自粛とし尿の自家処理の実施について広報を行う。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 下水道管理者

- ア 流域下水道関連土木事務所及び（財）静岡県下水道公社は、各流域下水道の処理施設及び幹線管渠の調査・点検を行い、被災箇所の早期発見に努める。
- イ 流域下水道関連土木事務所及び（財）静岡県下水道公社各事務所で復旧可能なものは行うとともに、必要に応じて他の事務所や民間団体、事業者等の支援を求める。
- ウ 公共下水道を管理する市町村は、公共下水道の処理施設及び管渠の調査・点検を行い、必要に応じて民間団体、事業者等の支援を依頼し、被災箇所の早期復旧に努める。

(2) 浄化槽管理者

- ア 団地等の集合型浄化槽の設置者で仮設トイレを備蓄している場合は、その設置を行い、管理を行う。
- イ 被災箇所の早期復旧に努める。

(3) 集落排水処理施設管理者

- ア 被害状況に適合した施設運転を行い、必要に応じ使用を中止する。
- イ 被害状況により水洗トイレの使用自粛と、し尿の自家処理の実施について市町村担当課の指示を受け、広報を行う。
- ウ 仮設トイレを設置している場合は、その管理を行う。
- エ 管理者は、施設の使用中止が決定された場合、水洗トイレの使用自粛を集落の住民に徹底させる。専門業者は、市町村職員と共に被害状況に適合した施設運転を指導し、必要に応じ使用中止を決定する。

(4) し尿処理施設管理者

- ア 被害状況を関係機関へ報告するとともに写真等によりその状況を記録する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 浄化槽の使用者

- (ア) 家庭内の修理可能箇所の応急修理を行う。
- (イ) 浄化槽に被害を受けたときは、トイレの使用を中止し、使用が可能になるまでの間、し尿は、自家処理するか、若しくは避難所等における仮設トイレで処理する。

イ 下水道の使用者

- (ア) 破損した排水設備の修繕をする。
- (イ) 下水道が使用制限された場合、広報などによる市町村の指示に従い、下水道施設が復旧するまで、下水道への汚水の排出を止め、し尿は、自家処理するか、若しくは避難所等における仮設トイレで処理する。

ウ 集落排水処理施設の使用者

- (ア) 処理施設の使用が中止された場合、広報などによる市町村や施設管理者の指示に従い、処理施設が復旧するまで、管路への汚水の排出を止め、し尿は、自家処理するか、若しくは避難所等における仮設トイレで処理する。

(2) 自主防災組織

- (ア) 設置した仮設トイレを避難者等の協力を得て、管理を行う。
仮設トイレを管理するうえで留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

消毒剤や殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生を防止し、衛生管理を行うとともに、消臭剤等を使用して快適性を確保する。
また、手の消毒薬を用意し、避難者等の衛生を確保する。

- (イ) し尿等の流出により環境汚染の恐れがある時は、市町村の指示に従い防疫作業を実施する。
- (ウ) 市町村から水洗トイレの使用自粛の指示があった場合は、住民に使用を自粛するよう広報等により伝える。

第3節 広域的救援期

地震発生後一週間程度（狭域的災害対応期以降）の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 清掃担当部局

(ア) し尿処理施設の被災状況を把握し、広域的支援対策を検討する。

(イ) 市町村の要請に基づき、必要な仮設トイレについて市町村間との供給調整を行う。

(ウ) 市町村の要請に基づき、必要なし尿収集車について、し尿収集関連団体の協力を得て市町村間との供給調整を行う。

(エ) 広域的支援を行う上で本県のみでは対応が困難な場合、環境省に状況を報告するとともに他県等への協力要請を行う。

広域的支援を行う上での留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

し尿処理に必要な資器材のみでなく、その運搬・設置等に必要な運搬車両、運搬要員などを合わせて把握し、対策を講じる。

(オ) 災害国庫補助事業に関する指導を行う。

イ 下水道担当部局

(ア) 土木事務所は流域下水道及び管下市町村の被災状況及び復旧状況を県下水道室へ随時報告するとともに、災害報告マニュアルにより県土木防災室へ被災状況を報告する。

(イ) 県下水道室は被災状況に応じて、県及び県内市町村間の協力要請を行う。

(ウ) 県下水道室は国土交通省等関係機関へ被災状況を報告し、本県のみでは対応が困難な場合、他県等への協力要請を行う。

ウ 浄化槽担当部局

(ア) 市町村から、支援要請があった場合、清掃部局と協力して支援を行う。

エ 集落排水処理施設

(ア) 被災地周辺の被害状況を把握し、必要に応じて市町村からの支援要請に応える。

(2) 市町村

ア 清掃担当部局

(ア) し尿収集体制を確立する。

し尿収集体制を確立するうえでの、留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・ 平常時から、被害想定に基づき震災時のし尿収集計画を策定しておくものとする。
- ・ 関係部局と連携をとりし尿収集体制の確立に必要な情報を収集し、し尿収集体制を確立する。
- ・ 上下水道の被災状況、断水区域等を把握し、収集区域を決定する。
- ・ 仮設トイレの設置状況、道路の被災状況、緊急輸送路の確保状況等を把握し、し尿搬入先及び収集ルートを決する。なお、道路条件等により収集車両の大きさを考慮する必要がある。
- ・ 班編成を行い、効率的な収集を行う。なお、配車に際しては、道路の幅、収集車両の大きさ等を考慮する必要がある。

(イ) し尿収集体制を確立するうえで、広域的支援を必要とする場合は、近隣市町村等へ支援を要請する。

(ウ) 仮設トイレに不足が生じた場合は、近隣市町村等への支援、仮設トイレを保有する建設業者等事業者の協力を要請する。

支援要請についての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・ 平常時から近隣市町村等との連絡体制を確立しておくものとする。
- ・ 被災時の相互協力について、協定を締結しておくことも必要である。この場合、広域的な協力体制が確立できるよう努める必要がある。
- ・ 要請に当たっては、資器材はもとより、要員、派遣先等必要な事項を一括して要請することが必要である。
- ・ 建設業者等に協力を要請する場合、提供を受ける仮設トイレ等し尿処理関連資器材が無償提供であるか否かの確認を行うことが必要である。
- ・ 平常時から管内及び近隣市町村の建設業者等の仮設トイレ等し尿処理関連資器材の保有状況を把握し、被災時における協力について要請をしておくことが必要である。

(エ) 市町村での対応が困難であると判断された場合は、県に支援を要請する。

(オ) 災害国庫補助事業のための写真撮影、資料保存に努める。

イ 下水道担当部局

- (7) 被災した市町村は被災状況を調査し、土木事務所へ連絡をとるとともに、必要に応じ協力要請を行う。
- (4) 被災した市町村は復旧状況を土木事務所へ報告するとともに、被災状況に応じて仮運転について必要な措置を行う。
- (7) 被災のない市町村は県下の他市町村に対し、物資及び技術的な支援などを積極的に行う。
- (エ) 住民に対して敷地内の排水設備の復旧の指導をする。

ウ 浄化槽担当部局

- (7) 狭域的災害対応期の対策を継続する。

エ 集落排水処理施設担当部局

- (7) 狭域的災害対応期の対策を継続する。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 下水道管理者

- ア 下水道の処理施設及び管渠の早期復旧に努める。

(2) 浄化槽管理者

- ア 機能が停止している浄化槽にあっては、衛生害虫や悪臭の発生のないよう管理を行う。
- イ 被災箇所を早期復旧を継続する。

(3) 集落排水処理施設管理者

- ア 復旧協力業者に応急復旧を依頼する。
- イ 公共施設（避難所等）の管路線を優先的に応急復旧する。
- ウ 処理施設の本復旧のための調査を行う。
- エ 専門業者は処理施設の復旧対策・応急対策について検討する。また、管路等の被害状況を調査する。

(4) し尿処理施設管理者

- ア 仮運転により、し尿の処理が可能であれば、受入れを行う。
し尿を受け入れる際の留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・被災後に収集されるし尿は、量、質共に変動が大きくなることから、機能への影響を留意して運転することが必要となる。特に、津波で灌水した便槽から汲み取られたし尿は、海水を含むことが多く、注意を必要とする。
- ・被災後、運転を停止した施設の運転を再開する場合は、施設の機能が回復されているか確認することが必要である。

(4) 施設の復旧に長時間を要すると判断された場合は、市町村清掃担当部局にその旨報告をし、広域的支援体制の確立を要請する。

(ウ) 被害状況に基づき、施設製造業者と連絡をとり応急復旧対策を検討する。
応急復旧対策の検討に当たっての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・ 平常時から応急復旧計画を策定し、応急復旧のスケジュール、応急復旧に必要な資器材及び要員の確保対策等を定めておくものとする。
- ・ 応急復旧においては、専門的な技術、知識を要することから、平常時から施設製造業者等の関連業者と協定等を締結し、被災後、直ちに協力が得られるよう体制を整えておく必要がある。

(エ) 施設の稼働に欠くことのできないライフラインについては、優先的に復旧を行うよう関係部局に申し入れを行う。

ライフラインを確保するうえでの留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

平常時から水道関係部局や関係事業者に対し、施設の運転に必要な水道水やガスを供給している配管等ライフラインの耐震化と被災時の優先的な復旧について、要請をしておくことが必要である。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 狭域的災害対応期の応急対策を継続する。

(2) 自主防災組織

ア 狭域的災害対応期の応急対策を継続する。

イ 仮設トイレ及び関連資器材に不足を生じた場合は、市町村に対応を要請する。

第4節 応急復旧期

地震発生後一箇月間程度（広域的救援期以降）の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 清掃担当部局

- (ア) 環境省と連絡をとり、市町村に対する広域的支援対策を継続する。
- (イ) 環境省と連絡をとり、市町村に対する災害国庫補助事業への指導を行う。

イ 下水道担当部局

- (ア) 流域下水道及び公共下水道の災害復旧に対して、国土交通省等と連絡をとり、応急復旧について検討する。

ウ 浄化槽担当部局

- (ア) 広域的救援期の応急対策を継続する。

エ 集落排水処理施設担当部局

- (ア) 被災地周辺の被害状況に応じ、市町村からの支援要請に対処すると共に施設の応急対策を検討する。

(2) 市町村

ア 清掃担当部局

- (ア) 仮設トイレの清掃、防疫の措置等の管理を継続する。

イ 下水道担当部局

- (ア) 被災状況を確認し、県下水道室を通じ、国土交通省等と連絡をとり、早期復旧について検討する。

ウ 浄化槽担当部局

- (ア) 必要に応じて浄化槽の復旧に対する支援等を行う。

エ 集落排水処理施設担当部局

- (ア) 施設の応急対策を専門業者と共に検討する。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 下水道管理者

ア 被災状況に応じ、処理施設などの本復旧に期間を要する箇所については仮施設の建設を含めた応急復旧を行い、できる限り早期に処理可能となるように努める。

(2) 浄化槽管理者

ア 広域的救援期の応急対策を継続する。

(3) 集落排水処理施設管理者

ア 処理施設及び全管路線の応急復旧を行う。

イ 処理施設及び管路の本復旧のための資材を準備する。

(4) し尿処理施設管理者

ア 施設製造業者等関連業者の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧の進捗状況を随時、市町村清掃担当部局へ報告する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 破損した排水設備を復旧する。

イ 水洗トイレ、下水道施設の使用制限が継続された場合、広報などによる市町村等の指示に従う。

ウ 狭域的災害対応期及び広域的救援期の応急対策を継続する。

(2) 自主防災組織

ア 狭域的災害対応期及び広域的救援期の応急対策を継続する。

し尿処理関連施設の本復旧に向けての行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 清掃担当部局

- (ア) 市町村に対する必要な支援を継続する。
- (イ) 市町村に対する災害国庫補助事業の指導を継続する。

イ 下水道担当部局

- (ア) 流域下水道の処理施設及び幹線管渠の公共土木施設災害復旧事業の申請を行い、本復旧に努める。
- (イ) 市町村の復旧事業に対して技術的、人的支援を行う。

ウ 浄化槽担当部局

- (ア) 市町村に対する必要な支援を継続する。

エ 集落排水処理施設担当部局

- (ア) 市町村に対する必要な支援を継続する。

(2) 市町村

ア 清掃担当部局

- (ア) し尿関連施設の復旧状況に合わせ、必要な応急対策を継続する。
- (イ) し尿関連施設、上水道等の復旧状況、避難所の利用状況等を把握し、仮設トイレの必要数、し尿の収集体制の見直しを行うとともに、不要となった仮設トイレについて、撤去計画を立てた上で撤去を行う。
- (ウ) 災害国庫補助事業に係る準備を進める。
- (エ) 倒壊家屋等の解体・撤去に併せ、汲み取り便所の便槽や使用不能となった浄化槽を解体・撤去する際は、便槽等からし尿を汲み取るよう住民に周知する。

イ 下水道担当部局

- (ア) 公共下水道の処理施設及び管渠の公共土木施設災害復旧事業の申請を行い、本復旧に努める。

ウ 浄化槽担当部局

- (ア) 被災により使用不能となった浄化槽を解体・撤去する際は、し尿を汲み取り、衛生上の措置を講じて解体・撤去等を行うよう、清掃担当部局と協力して浄化槽管理者に周知する。
- (イ) 浄化槽の付け替えに当たっては、合併処理浄化槽設置整備事業による補助制度を活用する。

エ 集落排水処理施設担当部局

- (ア) 処理施設及び管路の災害復旧申請を行い本復旧に努める。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 下水道管理者

ア 処理施設及び管渠の本復旧に努める。

(2) 浄化槽管理者

ア ライフラインの復旧に合わせ、浄化槽の運転を再開する。

運転再開に当たっての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

長時間の運転停止後は、浄化槽の処理機能が低下しているため、運転再開に当たっては、浄化槽管理の専門家の立会いのもとに行う必要がある。

イ 被害を受けた浄化槽については、浄化槽関連業者の点検を受け、使用不能となった浄化槽については、し尿の汲み取りを行い、衛生上の措置を講じて解体・撤去等を行う。

(3) 集落排水処理施設管理者

ア 処理施設及び管路の本復旧に努める。

(4) し尿処理施設管理者

ア し尿処理施設の本復旧に努める。

イ 災害国庫補助事業の準備を進める。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 市町村等の指示に基づき、し尿関連施設の復旧に合わせた対策を講じる。

(2) 自主防災組織

ア 市町村等の指示に基づき、し尿関連施設の復旧に合わせた対策を講じる。

地震に強い都市づくりを進めるにあたっては、し尿処理関連施設の耐震化が不可欠であることから、次の方針に基づき施設の耐震化を行うものとする。

1 下水道

- (1) 今後建設を行う処理場、ポンプ場、管渠については耐震性を十分考慮した設計を行う。
- (2) 既設の終末処理場については耐震診断を行うとともに、必要に応じて補強工事を行う。
- (3) 管渠については継手部を可とう構造とするなど耐震構造とする等の方策をとる。

2 浄化槽

- (1) 浄化槽は、地中に埋設される形式が一般的であるため、地盤自体の破壊（沈下・移動）の影響を直接受けることのないよう、設置に際しては、基礎を十分しめ固めるなど、地震時の土圧を考慮した施工を行う。

3 集落排水処理施設

- (1) 今後新設する污水处理施設については、耐震構造とする。
- (2) 既設構造物についても順次耐震化を進める。
- (3) 管渠については、継手部を可とう構造とするなどの耐震構造指針の策定を検討していく。

4 し尿処理施設

- (1) 既設の施設で耐震化対策がなされていない施設にあつては、耐震化診断を行い、必要に応じて補強工事を行う。
- (2) 施設の設置に当たっては、地震の影響の少ない場所への設置に努める。
- (3) し尿収集区域の広い市町村においては、今後、施設整備を行うにあたっては、施設の複数化を検討する。
- (4) 施設の運転に必要なライフラインの耐震化を行う。

第3編 ごみ処理対策

第1節 平常時

地震による被害により、ごみ処理は大きく影響を受けることとなることが予想される。この変化に迅速に対応するために行う平常時からの被災に備えた準備について定める。

1 被災後におけるごみ処理計画の策定

(1) 被災後におけるごみ処理に関する状況の想定

被災後は、さまざまな要因により平常時のごみ処理では対応が不可能となることが予想される。このため、平常時から各市町村内に発生すると予想される被害状況を想定する必要がある。被災によるごみ処理に関する影響として、次の事項が考えられる。

ア 排出されるごみの変化

- ・ 破損した家具やガラス陶磁器くず等不燃ごみが大量に一時に排出される。
- ・ 建築物の解体に伴って家電品を中心とする粗大ごみが大量に排出される。
- ・ 水道、ガス等のインフラが使用できなくなるにより食生活が変化し、弁当がらなどのプラスチック包装材やペットボトル等の排出が増加する。
- ・ 携帯コンロ用のカセットボンベの排出が増加する。

イ ごみ処理体制の変化

- ・ ごみ処理施設の損傷による処理能力の低下又は喪失
- ・ ごみ処理に従事する職員が被災することによる要員の不足
- ・ 建物の倒壊に伴う道路の通行不能及び避難所や仮設住宅の設置に伴う収集ルートの変更

(2) 想定した状況に対応する震災時ごみ処理計画の策定

(1)で想定した状況に基づいて、震災時ごみ処理計画を検討する。検討にあたって考慮すべき事項は次のとおりである。なお、この震災時ごみ処理計画を住民に対して周知徹底する手法についても合わせて検討しておく必要がある。

ア ごみの発生量

イ ごみの分別・排出方法、優先順位

(生活ごみ、粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物、危険ごみ、資源ごみ等)

ウ フロン使用製品に対する対応

エ 収集運搬ルート、収集頻度

オ 処理施設への搬入ルート

カ 収集効率の低下、収集能力不足への対応

- ・ 民間収集運搬許可業者等への支援要請
- ・ 夜間収集等の検討

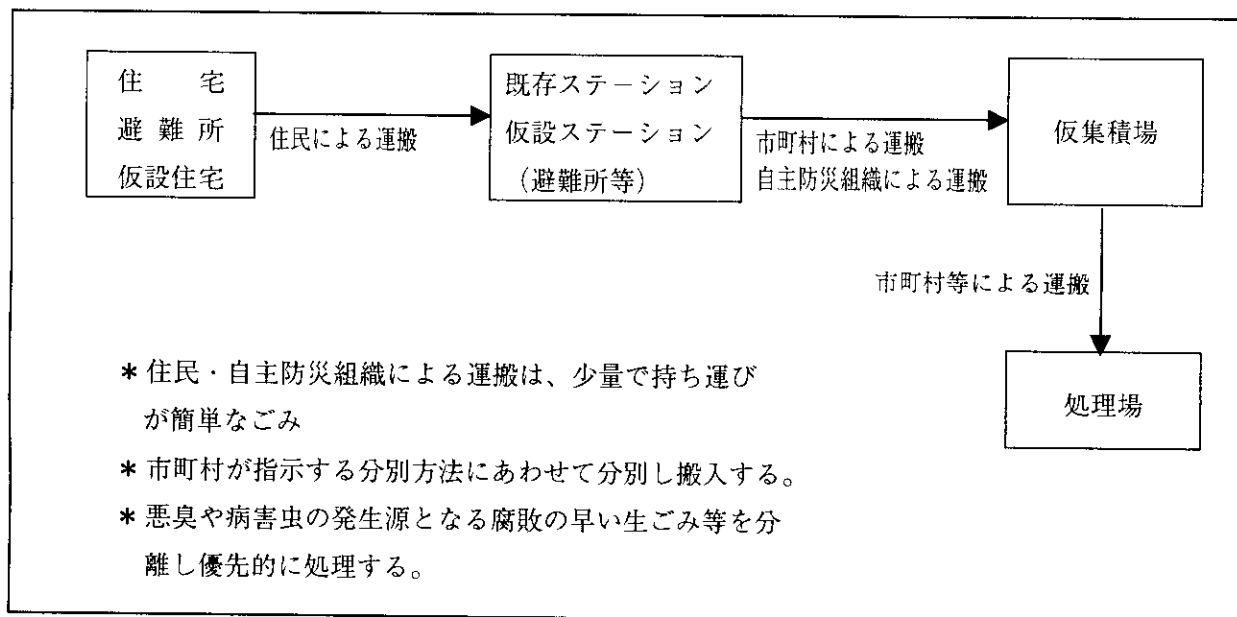
キ 処理能力の低下・喪失への対応

- ・ 周辺市町村との広域処理の実施
- ・ 民間処理業者等への支援要請

2 ごみ処理に関する住民等との協力体制

地震による廃棄物は一時期にかつ大量に発生することが予想され、また、道路の通行不能や運搬・処理資機材の不足、職員の確保難等行政の対応にも限度が生じることが想定されることから、仮設ステーション等への運搬及び管理等について住民や自主防災組織との協力体制等についても検討する必要がある。

* ごみ（生ごみ等）の応急処理フロー例



(1) 市町村

- ア 住民及び自主防災組織に対し協力を求める場合は、地震に伴う廃棄物の応急処理方法、作業手順・役割分担を明示しておく。
- イ 自主防災組織が仮設ステーションを設置する場合にあつては、事前に輸送路を示し合理的な計画となるよう指導する。
- ウ 仮集積場の管理方法について職員の配置、運搬方法等の具体的計画を作成しておく。
- エ ごみ袋及び消毒用又は防臭用薬剤を備蓄しておく。
- オ 市町村における担当室課及び責任者を定め住民に周知する。

(2) 施設管理者

- ア 施設管理者は、緊急時に備えて次の対策を実施することが必要である。
 - (7) 緊急時における運転操作マニュアルや設備の保守点検マニュアルの策定を行い、日常から緊急時における的確な運転操作を習熟しておく。
 - (4) 機器の保守点検により異常・故障の早期発見に努める。
 - (ウ) 整備交換周期等の整備計画を策定し機能維持に努め、施設全体としてバランスのとれた安全設備とする。

(3) 住民

- ア ごみの分別、搬出については、市町村の指導に従う。
- イ 上記指導があった段階で、持ち運びが簡単なごみを、実情にあわせステーション、仮設ステーションまで自己の責任において搬出する。
- ウ 早期に処理する必要があるごみ以外の搬出を自粛する。
- エ 人糞、爆発物・毒物等危険なものは搬出ごみに混入しない。
- オ 不法投棄をしない。

(4) 自主防災組織

- ア 仮設ステーションを実情にあわせ設置しその管理を行う。
- イ 仮設ステーションから実情にあわせ仮集積場へのごみの運搬管理を行う。
- ウ 仮設ステーションの管理等の担当班をおき、責任者を定めておく。

第2節 応急対策準備期

地震データの異常に伴い、地震判定会が招集されてから警戒宣言が発令するまでの間の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

地震発生が予知されなかった場合は、地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 被災時の対応について確認を行う。

イ 応急対策のための関係資料を準備する。

準備すべき資料を例示すると次のとおりである。なお、これらの資料が速やかに準備できるように平常時から整理しておく必要がある。

< 応急対策関係資料 >

- ・市町村ごみ処理施設一覧表
- ・市町村ごみ収集車保有状況一覧表
- ・近県のごみ処理関連資料
- ・緊急時連絡先一覧表

ウ 市町村清掃担当課、保健所、環境省等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体の確認を行う。

(2) 市町村

ア 被災時の対応について確認を行う。

イ 応急対策のための関係資料を準備する。

準備すべき資料を例示すると次のとおりである。なお、これらの資料が速やかに準備できるように平常時から整理しておく必要がある。

< 応急対策関係資料 >

- ・緊急時職員連絡網一覧表
- ・緊急時連絡先一覧表（警察署・消防署・保健所等）
- ・仮集積場配置図及び収集運搬経路図
- ・避難所等防災関係施設配置図
- ・廃棄物処分業者一覧表
- ・ごみ収集車両及び収集運搬業者一覧表
- ・ごみ処理に関する広報文案

ウ 広報体制の確認を行う。

エ 防疫を担当する部局と連携を取り防疫体制の確認を行う。

オ 県廃棄物対策室、保健所等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。

カ ごみ収集車の緊急車両指定手続きの確認を行う。

2 施設管理者の役割と行動

- (1) 処理施設の設備、機器の点検を行い、必要に応じ補強等の対策を講じる。

<留意事項>

被災時には、焼却施設及び配管類やタンク類の被害が原因で、ごみ、薬品類等の流出の恐れがあることから、地震発生時に作動する自動制御装置の点検を行うとともに、配管類の接続部分や老朽化している部分の点検、補強等を行う。埋立処分場については、擁壁の目地部、浸出水処理施設の配管等点検・確認を行う。

- (2) 備蓄資材・機器の点検、確認を行う。

- (3) 被災時の施設管理体制の確認を行う。

施設管理体制における留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

職員の被災等により必要な要員を確保できない場合も考慮した上で、特に夜間の管理体制と地震発生時の職員の参集体制についての確認を行い、被災時における適切な応急対策を講じることができるよう要員を確保する。

- (4) 応急対策を実施するに当たり、協力要請を行う市町村担当課等関係機関への連絡体制を確認する。

- (5) 処理施設建設業者、土木工事業業者、配管工事業業者等応急復旧工事に必要な業者の確認を行い、被災時に緊急連絡がとれる体制を整える。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

- (1) 住民

ア 収集が復旧するまでの間、ごみの保管に必要な器具・用具等の準備を行う。

<留意事項>

平常時から、ごみ袋やごみの消毒剤及び防臭剤を、他の防災用品と合わせて備蓄しておく。

- (2) 自主防災組織

ア 担当班の確認をする。

イ 仮設ステーション（市町村の指導がある場合）の設置準備を行う。

ウ 避難所等のごみ処理関連資器材の点検を行う。

<ごみ処理関連資器材>

・ごみ袋
・手袋
・手の消毒薬
・ごみの消毒剤

エ 非常時の住民への連絡体制を確認する。

第3節 応急対策実施期

警戒宣言が発令されてから地震が発生するまでの間の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

地震発生が予知されなかった場合は、地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

(1) 県

- ア 関係機関との連絡体制等について再度確認する。
- イ 応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体等に対し、発災に備えた待機を依頼する。
- ウ 保健所は、市町村に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにごみ処理施設の被害状況を保健所に連絡するよう指示する。
- エ 保健所は防疫の指導体制の確認を行う。

(2) 市町村

- ア 関係機関との連絡体制等について再度確認する。
- イ 防疫対策を担当する部局と連携をとり、防疫体制の準備を行う。
- ウ 仮集積場の確認を行う。
仮集積場の設置に関する留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

平常時から、被害想定や防災計画に基づき、関係部局と協議し、衛生面・近隣対策も考慮して、設置計画を立てておく。

- エ 避難対策を担当する部局と連携をとる。
- オ ごみ収集業者へ発災に備えた待機を依頼する。
- カ ごみ収集車の緊急車両指定手続きを準備する。
緊急車両指定における留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

緊急車両の指定については、平常時から警察署と連絡をとり、被災時には、その手続きが円滑に行うことのできるよう指定車両数、指定方法等を調整しておく。

2 施設管理者の役割と行動

- (1) 応急対策を継続する。
- (2) 応急復旧工事業者へ発災に備えた待機を依頼する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

- ア ごみの保管に必要な器具・用具等の準備を継続する。

(2) 自主防災組織

- ア 仮設ステーションの確認を行う。
- イ 避難所等のごみ処理関連資器材の準備を継続する。

第1節 地震発生直後

地震発生直後の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 保健所は、市町村からごみ処理施設の被害報告を受け、その被害状況を県廃棄物対策室へ報告する。

イ 県廃棄物対策室は、ごみ処理施設の被害状況を把握する。

(2) 市町村

ア ごみ処理施設の被害状況を把握し、その状況を保健所に報告する。

イ 関係部局を通じてライフラインの被害状況を把握する。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 被害状況により施設の運転を停止する。

(2) ごみや薬品等の流出、火災の発生などによる二次災害防止の措置を講じる。

(3) 二次災害が発生した場合、若しくは発生する恐れがあり、自ら発生を防止することが不可能であると判断された場合は、直ちに関係機関に連絡を行う。

(4) 容易に復旧可能な箇所については速やかに復旧する。

(5) 必要に応じ、応急復旧関連事業者などに修理、必要な機器の準備を依頼をする。

(6) 被害状況を調査し、その状況を市町村清掃担当課に報告する。

(7) 運転が可能な場合は運転に必要な措置を行う。

<留意事項>

主な調査事項

- ①人的被害
- ②二次火災による被害
- ③危険物、化学薬品の流失量及びそれによる被害
- ④土木・建築物関係
 - a 地盤沈下又は隆起場所及びその程度
 - b 法面、擁壁等崩壊状況
 - c 構内道路等のき裂及び陥没等の状況
 - d 建物の傾斜、壁面のき裂・崩壊
 - e タンク類のき裂、傾斜、倒壊等

⑤設備関係

- a クレーンのワイヤ切れ、脱輪、レールの変形等
- b 配管類の折損等、特に地下埋設部、建物貫通部に注意を払い、必要であれば適宜漏えい試験を行う。
- c ポンプ、ファン、モーター等の回転機器は固定ボルトのゆるみ、折損及び軸心のずれ等
- d 電源盤、配電盤、制御盤等の自立盤の転倒及び固定ボルト部のゆるみ
- e 電線、ケーブル類の断線、ゆるみ、及び支持物の状態
- f 炉体レンガの崩壊、燃焼装置類の破損、変形、脱落等
- g 電気集じん装置の槌打ハンマ軸の曲損、抜け出し、集じん板の変形及び脱落、サポートがいしの破損、放電極線の折損及び脱落等

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

- ア 当面のごみ自己処理に必要な対策を講ずる。

(2) 自主防災組織

- ア 仮設ステーション（市町村の指導がある場合）の管理体制の検討を行う。

第2節 狭域的災害対応期

地震発生後2日～3日間程度の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

- ア ごみ処理施設の被災状況を把握する。
- イ 市町村からの広域的支援要請に備え、各市町村の被災状況を整理し、連絡及び支援体制の確認を行う。
- ウ 環境省に対し、把握した被災状況を随時報告する。
- エ 関係部局と連携をとり、ライフラインの復旧等の把握に努める。

(2) 市町村

- ア 関係部局と連携をとり、ライフラインの復旧状況を把握する。
- イ 仮集積場の管理体制を確保するとともに、ごみ収集体制の確立に必要な情報を収集する。
- ウ ごみの分別や搬出方法について広報する。

2 施設管理者の役割と行動

- (1) 被害状況を関係機関へ報告するとともに写真等によりその状況を記録する。
- (2) 施設の被害規模が軽微で運転に支障がない場合にはごみの受け入れを行う。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

- ア 収集が始まるまで、広報などによる市町村の指示に従って、ごみを仮設ステーションに搬出する。
- イ 早期に処理する必要があるごみ以外は搬出を自粛する。。

(2) 自主防災組織

- ア 仮設ステーションの管理体制を確保する。
- イ 仮設ステーションのごみにより環境汚染の恐れがある時は、市町村の指示に従い防疫作業を実施する。
- ウ 市町村からの広報を住民に伝える。

第3節 広域的救援期

地震発生後3日～7日間程度（狭域的災害対応期以降）の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

- ア ごみ処理施設の被災状況を把握し、広域的支援対策を検討する。
- イ 市町村の要請に基づき、必要なごみ収集車について、ごみ収集関連団体の協力を得て、市町村間の供給調整を行う。
- ウ 広域的支援を行ううえで、本県のみでは対応が困難な場合、環境省に状況を報告するとともに他県等からの協力要請を行う。
広域的支援を行ううえでの留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

ごみ処理に必要な資器材のみでなく、その運搬・設置等に必要な運搬車両、運搬要員などを合わせて把握し、対策を講じる。

- エ 災害国庫補助事業への指導を行う。

(2) 市町村

- ア ごみ収集体制を確立する。
ごみ収集体制を確立するうえでの、留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・ 平常時から被害想定に基づき震災時のごみ収集計画を策定しておく。
- ・ 関係部局と連携をとりごみ収集体制の確立に必要な情報を収集し、ごみ収集体制を確立する。
- ・ 仮集積場の設置状況、道路の被災状況、緊急輸送路の確保状況等を把握し、ごみ搬入先及び収集ルートを決定する。なお、道路条件等により収集車両の大きさを考慮する必要がある。
- ・ 班編成を行い、効率的な収集を行う。
- ・ なお、配車に際しては、道路の幅、収集車両の大きさ等を考慮する必要がある。

イ ごみ収集体制を確立するうえで、広域的支援を必要とする場合は、近隣市町村等へ支援を要請する。

支援要請についての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・平常時から近隣市町村等との連絡体制を確立しておくものとする。
- ・被災時の相互協力については、一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書を活用する。
- ・要請に当たっては、資器材はもとより、要員、派遣先等必要な事項を一括して要請することが必要である。

ウ 市町村での対応が困難であると判断された場合は、県に支援を要請する。

エ 国庫補助申請に備えて写真撮影、資料保存に努める。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 運転に支障がない場合は、ごみの受入れを行う。

ごみを受け入れる際の留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・被災後に収集されるごみは、量、質共に変動が大きくなることから、機能への影響を留意して運転する必要がある。
- ・被災後、運転を停止した施設の運転を再開する場合は、施設の機能が回復されているか確認する必要がある。

(2) 施設の復旧に長時間を要すると判断された場合は、市町村清掃担当部局にその旨を報告をし、広域的支援体制の確立を要請する。

(3) 被害状況に基づき、施設建設業者と連絡をとり応急復旧対策を検討する。

応急復旧対策の検討に当たっての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・平常時から応急復旧計画を策定し、応急復旧のスケジュール、応急復旧に必要な資器材及び要員の確保対策等を定めておくものとする。
- ・応急復旧においては、専門的な技術、知識を要することから、平常時から施設製造業者等の関連業者と協定等を締結し、被災後、直ちに協力が得られるよう体制を整えておく必要がある。

- (4) 施設の稼働に欠くことのできないライフラインについては、優先的に復旧を行うよう関係部に申し入れを行う。

ライフラインを確保するうえでの留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

平常時から水道関係部局や関係事業者に対し、施設の運転に必要な水道水やガスを供給している配管等ライフラインの耐震化と被災時の優先的な復旧について、要請をしておく必要がある。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 狭域的災害対応期の応急対策を継続する。

(2) 自主防災組織

ア 狭域的災害対応期の応急対策を継続する。

イ 関連資器材に不足を生じた場合は、市町村に対応を要請する。

ウ 市町村の指示に従い、実情にあわせ仮集積場に搬出する。

第4節 応急復旧期

地震発生後一箇月間程度（広域的救援期以降）の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

- ア 環境省と連絡をとり、市町村に対する広域的支援対策を継続する。
- イ 環境省と連絡をとり、市町村に対する国庫補助事業への指導を行う。

(2) 市町村

- ア ごみ処理施設の被害等により、施設によるごみ処理が長期にわたり不可能で、かつ、周辺市町村等への処理委託が困難な場合は、仮置きを行う。
仮置きに際しての留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

- ・仮置きをする場所の選定に当たっては、地下水汚染を生じることのないよう十分な検討を行う。
- ・仮置き場所の衛生的な管理については、保健所の指導を受ける。
- ・仮置き場所には、みだりに人が立ち入ることのできないように、必要に応じ、門や柵を設置するとともに管理体制を整備する。
- ・平常時から仮置きに適する用地の把握をしておくとともに、必要な資器材の確保対策を講じておく。

2 施設管理者の役割と行動

- (1) 運転不能の場合、施設建設業者等関連業者の協力を得て応急復旧を行う。
- (2) 応急復旧の進捗状況を随時、市町村清掃担当部局へ報告する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

- ア 広報などによる市町村等の指示に従い、狭域的災害対応期及び広域的救援期の応急対策を継続する。

(2) 自主防災組織

- ア 市町村の指示に従い、狭域的災害対応期及び広域的救援期の応急対策を継続する。

ごみ処理関連施設の本復旧に向けての行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

- ア 市町村に対する必要な支援を継続する。
- イ 市町村に対する災害国庫補助事業の指導を継続する。

(2) 市町村

- ア ごみ処理施設の復旧状況に合わせ、必要な応急対策を継続する。
- イ ごみ処理施設等の復旧状況、避難所の利用状況等に合わせ、ごみの収集体制の見直しを行う。
- ウ 災害国庫補助事業の準備を進める。
- エ 倒壊家屋等の解体・撤去に伴って排出されるごみの収集処理体制を確保する。
- オ ごみ処理施設等の復旧に伴い、仮集積場、また避難所等の簡易焼却炉等が不要となった場合には、撤去計画を立て撤去を行う。

2 施設管理者の役割と行動

- (1) ごみ処理施設の本復旧に努める。
- (2) 災害国庫補助事業の準備を進める。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

- ア 市町村等の指示に基づき、ごみ処理施設の復旧に合わせた対策を講じる。

(2) 自主防災組織

- ア 市町村等の指示に基づき、ごみ処理施設の復旧に合わせた対策を講じる。

地震に強い都市づくりを進めるにあたっては、ごみ処理関連施設の耐震化が不可欠であることから、次の方針に基づき施設の耐震化を行うものとする。

1 耐震化対策

- (1) 既設の施設で耐震化対策がなされていない施設にあつては、耐震化診断を行い、必要に応じて補強工事を行う。
- (2) 感震装置により地震を感知し、一定規模以上の地震に対しては自動的に装置を停止し、機器の損傷による二次災害を防止するような自動停止システム等を考慮しておく。
- (3) 施設の運転に必要なライフラインの耐震化を行う。
- (4) 施設の設置に当たっては、地震の影響の少ない場所への設置に努める。

2 日常における点検対策

地震が発生した場合、ライフラインが被災することにより、復旧するのに時間を要することが考えられるので、日常から少なくとも以下のような点検あるいは対策を、講じておくことが必要である。

- (1) 非常用ディーゼル発電機の運転確保のためには、冷却水及び燃料の確保が不可欠である。冷却水は専用タンクを設置し、また、予備給水用のポンプを常備し、できれば2系統給水が望まれる。
- (2) 配管類は接手部にフレキシブルを用いる。建物貫通部分は十分な余裕を設け、埋設部分は直埋設を避けて、トラフ内の配管とする。
- (3) 自立盤類は、単独設置より列盤の方が転倒しない。盤類に限らず、トップヘビーの機器類は、上部に建物との支持金物を設けるなどの転倒防止対策を行う。
- (4) 各機器類のアンカボルト等を点検し、必要であれば補強を行う。
- (5) 受水槽、受水タンク等の水量を、適宜点検確認する。
- (6) 必要以上の危険物、化学薬品等の貯蔵あるいは保管は行わない。
- (7) 地震に限らず、各種災害対策の訓練、研修等は必要不可欠である。被害発生のおそれのない軽微な地震でも、模擬的人員配置訓練、建物及び設備の巡視点検を実施することが望まれる。

3 阪神・淡路大震災におけるごみ処理施設の被害状況の概要

- (1) 焼却炉 炉内のレンガ脱落、炉体のひび割れ
- (2) 煙突 レンガライニングの崩壊、煙突の基底部開口廻りのひび割れ、内筒型の煙突でジョイント部で内筒の変形及び中間部の破損
- (3) ごみクレーン クレーンの故障、鉛直振動による脱輪、クレーンレールの曲がり
- (4) 進入車路 地盤沈下による陥没、建屋部分の破損により進入が不可能
- (5) 棟連結部 棟連結の金物、仕上げ等の破損、目違による連結部の隙間
- (6) その他 計量器故障、ボイラー受水槽漏水

参 考 资 料

1	第三次被害想定の概要	55
	(1) 市町村別仮設トイレ必要数、所有数	56
	(2) 市町村別家庭ごみ等発生量	56
2	県内廃棄物処理施設一覧表	57
	(1) し尿処理施設	58
	(2) ごみ焼却施設	59
	(3) ごみ焼却以外の中間処理施設	59
3	県内し尿処理関連施設一覧表	60
	(1) 下水処理場	60
	(2) 集落排水処理施設	
	ア 農業集落排水処理施設	61
	イ 漁業集落排水処理施設	62
	(3) コミュニティプラント	63
4	近県廃棄物処理施設一覧表	64
	(1) し尿処理施設	64
	(2) ごみ焼却施設	65
	(3) ごみ焼却以外の中間処理施設	67
5	災害時における廃家電製品の取扱いについて	69
6	厚生省防災業務計画（抜粋）	70
7	処理・処分施設の点検手引きの例	75

1 第三次被害想定の概要

(1) 市町村別の仮設トイレの必要数及び所有数

市町村	仮設トイレ必要数		仮設トイレ 所有数	不足数		
	1日後	1週間後		1日後	1週間後	
伊豆	下田市	51	43	55		
	東伊豆町	10	10	10		
	河津町	6	6	44		
	南伊豆町	13	12	22		
	松崎町	18	16	24		
	西伊豆町	11	9	37		
	賀茂村	6	6	14		
	小計	115	102	206		
熱海	熱海市	57	31	270		
	伊東市	78	46	243		
	小計	135	77	513		
東部	沼津市	517	441	204	313	237
	三島市	330	323	118	212	205
	御殿場市	102	84	91	11	
	裾野市	31	28	48		
	伊豆長岡町	43	35	33	10	2
	修善寺町	31	15	34		
	戸田村	5	4	29		
	土肥町	9	5	8	1	
	函南町	93	104	80	13	24
	韮山町	58	66	42	16	24
	大仁町	30	20	28	2	
	天城湯ヶ島町	9	6	3	6	3
	中伊豆町	6	4	24		
	清水町	80	67	92		
	長泉町	45	37	45		
小山町	27	26	47			
小計	1,416	1,265	926	490	339	
富士	富士宮市	184	122	50	134	72
	富士市	550	366	161	389	205
	芝川町	11	11	35		
	小計	745	499	246	499	253
中部	静岡市	1,508	1,184	1,169	339	15
	清水市	718	606	281	437	325
	富士川町	30	28	40		
	蒲原町	23	23	36		
	由比町	11	11	60		
小計	2,290	1,852	1,586	704	266	
志太原	島田市	91	84	46	45	38
	焼津市	275	246	140	135	106
	藤枝市	283	225	77	206	148
	岡部町	20	19	60		
	大井川町	34	34	26	8	8
	御前崎町	18	18	40		
	相良町	41	41	66		
	榛原町	37	37	17	20	20
	吉田町	49	47	5	44	42
	金谷町	19	19	50		
	川根町	4	4	11		
	中川根町	6	6	30		
本川根町	4	4	11			
小計	881	784	579	302	205	

市町村	仮設トイレ必要数		仮設トイレ 所有数	不足数			
	1日後	1週間後		1日後	1週間後		
中部	磐田市	183	135	314			
	掛川市	73	65	0	73	65	
	袋井市	139	137	138	1		
	大東町	38	37	20	18	17	
	大須賀町	18	18	27			
	浜岡町	42	31	61			
	小笠町	36	36	45			
	菊川町	51	47	19	32	28	
	森町	20	20	40			
	浅羽町	41	41	18	23	23	
	福田町	46	51	4	42	47	
遠	竜洋町	45	28	24	21	4	
	豊岡町	44	27	26	18	1	
	豊岡村	10	10	40			
	小計	786	683	776	10		
	北	天竜市	27	24	3	24	21
		春野町	3	3	15		
龍山村		2	2	10			
佐久間町		7	7	8			
水窪町		4	4	4			
小計		43	40	40	3		
西部	浜松市	1,104	704	564	540	140	
	浜北市	104	74	47	57	27	
	湖西市	35	35	26	9	9	
	舞阪町	40	26	44			
	新居町	18	18	24			
	雄踏町	31	31	84			
	細江町	37	38	103			
	引佐町	10	9	10			
三ヶ日町	14	14	15				
小計	1,393	949	917	476	32		
県合計	7,804	6,251	5,789	2,015	462		

注：所有数に簡易式トイレは含まない。

(2) 市町村別の家庭ごみ等発生量 (単位：ト/月)

市町村	発災～3ヶ月後			3ヶ月後～半年後			半年後から1年後				
	家庭ごみ	粗大ごみ	計	家庭ごみ	粗大ごみ	計	家庭ごみ	粗大ごみ	計		
伊豆	下田市	1,204	335	1,539	1,192	156	1,348	1,192	119	1,311	
	東伊豆町	785	313	1,098	777	145	922	777	110	887	
	河津町	331	111	442	327	52	379	327	39	366	
	南伊豆町	313	285	598	310	132	442	310	101	411	
	松崎町	317	178	495	314	83	397	314	63	377	
	西伊豆町	309	228	537	306	106	412	306	81	387	
	賀茂村	112	92	204	111	43	154	111	33	144	
	小計	3,371	1,542	4,913	3,337	717	4,054	3,337	546	3,883	
熱海	熱海市	2,162	1,301	3,463	2,139	604	2,743	2,139	459	2,598	
	伊東市	3,327	1,166	4,493	3,292	541	3,833	3,292	412	3,704	
	小計	5,489	2,467	7,956	5,431	1,145	6,576	5,431	871	6,302	
東部	沼津市	5,039	6,178	11,217	4,986	2,867	7,853	4,986	2,183	7,169	
	三島市	3,197	848	4,045	3,163	394	3,557	3,163	300	3,463	
	御殿場市	1,528	1,818	3,346	1,512	844	2,356	1,512	642	2,154	
	裾野市	1,102	426	1,528	1,091	198	1,289	1,091	151	1,242	
	伊豆長岡町	317	415	732	314	193	507	314	147	461	
	修善寺町	463	348	811	458	161	619	458	123	581	
	戸田村	178	68	246	176	31	207	176	24	200	
	土肥町	275	142	417	272	66	338	272	50	322	
	函南町	1,153	602	1,755	1,141	279	1,420	1,141	213	1,354	
	韭山町	477	265	742	472	123	595	472	94	566	
	大仁町	234	453	687	231	210	441	231	160	391	
	天城湯ヶ島町	152	150	302	151	70	221	151	53	204	
	中伊豆町	137	120	257	136	56	192	136	42	178	
	清水町	521	385	906	516	179	695	516	136	652	
	長泉町	595	1,144	1,739	589	531	1,120	589	404	993	
	小山町	462	557	1,019	457	259	716	457	197	654	
	小計	15,830	13,919	29,749	15,665	6,461	22,126	15,665	4,919	20,584	
	富士	富士宮市	2,763	1,269	4,032	2,734	589	3,323	2,734	448	3,182
		富士市	6,209	5,525	11,734	6,145	2,564	8,709	6,145	1,952	8,097
芝川町		131	110	241	130	51	181	130	39	169	
小計		9,103	6,904	16,007	9,009	3,204	12,213	9,009	2,439	11,448	
中部	静岡市	16,372	7,171	23,543	16,202	3,328	19,530	16,202	2,534	18,736	
	清水市	5,324	2,058	7,382	5,268	955	6,223	5,268	727	5,995	
	富士川町	250	184	434	247	86	333	247	65	312	
	蒲原町	264	293	557	262	136	398	262	104	366	
	由比町	149	148	297	147	69	216	147	52	199	
	小計	22,359	9,854	32,213	22,126	4,574	26,700	22,126	3,482	25,608	
志太・榛原	島田市	1,361	2,511	3,872	1,347	1,165	2,512	1,347	887	2,234	
	焼津市	2,778	975	3,753	2,750	452	3,202	2,750	344	3,094	
	藤枝市	2,581	3,057	5,638	2,554	1,419	3,973	2,554	1,080	3,634	
	岡部町	187	132	319	185	61	246	185	47	232	
	大井川町	527	261	788	522	121	643	522	92	614	
	御前崎町	295	316	611	292	147	439	292	112	404	
	相良町	678	534	1,212	671	248	919	671	189	860	
	榛原町	554	371	925	548	172	720	548	131	679	
	吉田町	648	416	1,064	641	193	834	641	147	788	
	金谷町	285	424	709	282	197	479	282	150	432	
	川根町	79	104	183	78	48	126	78	37	115	
	中川根町	97	188	285	96	87	183	96	66	162	
	本川根町	40	84	124	40	39	79	40	30	70	
	小計	10,110	9,373	19,483	10,006	4,349	14,355	10,006	3,312	13,318	
中遠	磐田市	1,454	1,211	2,665	1,439	562	2,001	1,439	428	1,867	
	掛川市	1,247	1,650	2,897	1,234	766	2,000	1,234	583	1,817	
	袋井市	1,119	748	1,867	1,108	347	1,455	1,108	264	1,372	
	大東町	299	226	525	296	105	401	296	80	376	
	大須賀町	176	151	327	174	70	244	174	53	227	
	浜岡町	549	522	1,071	543	242	785	543	184	727	
	小笠町	153	315	468	151	146	297	151	111	262	
	菊川町	312	503	815	309	234	543	309	178	487	
	森町	150	165	315	148	77	225	148	58	206	
	浅羽町	356	72	428	353	33	386	353	25	378	
	福田町	311	521	832	308	242	550	308	184	492	
	竜洋町	274	426	700	271	198	469	271	150	421	
	豊田町	416	347	763	412	161	573	412	123	535	
	豊岡村	64	168	232	63	78	141	63	59	122	
小計	6,880	7,025	13,905	6,809	3,261	10,070	6,809	2,480	9,289		
北遠	天竜市	367	350	717	363	162	525	363	124	487	
	春野町	52	59	111	52	27	79	52	21	73	
	龍山村	4	17	21	4	8	12	4	6	10	
	佐久間町	122	92	214	120	43	163	120	32	152	
	水窪町	78	57	135	78	26	104	78	20	98	
	小計	623	575	1,198	617	266	883	617	203	820	
西部	浜松市	15,343	8,311	23,654	15,183	3,857	19,040	15,183	2,936	18,119	
	浜北市	1,822	870	2,692	1,803	404	2,207	1,803	307	2,110	
	湖西市	1,088	961	2,049	1,077	446	1,523	1,077	339	1,416	
	舞阪町	222	211	433	220	98	318	220	74	294	
	新居町	484	518	1,002	479	241	720	479	183	662	
	雄踏町	213	247	460	211	115	326	211	87	298	
	細江町	197	316	513	195	147	342	195	112	307	
	引佐町	95	218	313	94	101	195	94	77	171	
	三ヶ日町	132	200	332	131	93	224	131	71	202	
	小計	19,596	11,852	31,448	19,393	5,502	24,895	19,393	4,186	23,579	
	県合計	93,361	63,511	156,872	92,393	29,479	121,872	92,393	22,438	114,831	

2 県内廃棄物処理施設一覧表

(1) し尿処理施設一覧

保健所	事業主体	名称	設置場所	処理開始年	処理方式	処理能力(kl/日)
伊豆	南豆衛生プラント組合	南豆衛生プラント	下田市敷根	1968	嫌気	36
	東河環境センター	東河環境センターし尿処理場	河津町見高	1988	標脱	36
熱海	熱海市	大黒崎し尿管理センター	熱海市泉	1982	標脱	40
	伊東市	伊東市クリーンセンター	伊東市宇佐美	1993	膜分離	96
東部	戸田村	衛生センター	戸田村戸田	1970	好気	12
	土肥町	衛生プラント	土肥町土肥	1974	好気	17
	大仁町	衛生センター	大仁町田京	1970	好二段	18
	田方南部広域行政組合	田方南部広域行政組合	修善寺町柏久保	1965	嫌気	36
	沼津市	衛生プラント	沼津市山ケ下	1961	嫌気	240
	三島市	衛生プラント	三島市北沢	1988	好気	73
	韮山町	し尿処理場	韮山町四日町	1977	好一段	20
	伊豆長岡町	クリーンセンター	伊豆長岡町壺之上	1990	高・膜	15
	裾野長泉清掃組合	いずみ苑	長泉町中土狩	1981	標脱	70
	裾野長泉清掃組合	中島苑	裾野市深良	1989	標・脱	60
御殿場	御殿場小山広域組合	衛生センター	御殿場市中丸	1985	標脱	140
富士	富士市	クリーンセンターききょう	富士市五貫島	1997	高・膜	186
	富士宮芝川厚生組合	衛生プラント	富士宮市星山	1989	高・膜	124
中部	清水市	衛生センター	清水市堀込	1991	標脱	200
	庵原郡環境組合	衛生プラント	富士川町中之郷	1993	高・膜	70
志太榛原	志太広域事務組合	藤枝環境管理センター	藤枝市善左衛門	1995	高・膜	160
	志太広域事務組合	大井川環境管理センター	大井川町飯湖	1981	標脱	90
	島田北榛原衛生消防組合	クリーンセンター	金谷町金谷川原	1990	標脱	110
	川根衛生施設組合	川根浄化プラント	中川根町久野脇	1983	好気	20
	吉田榛原広域組合	衛生センター	吉田町	1995	高・膜	82
中東遠	掛川市	衛生センター	掛川市下俣	1994	高・膜	109
	東遠広域厚生組合	東遠衛生センター	浜岡町池新田	1982	嫌・好	200
	袋井地域厚生組合	袋井衛生センター	袋井市新屋	1985	高・膜	150
	磐南厚生施設組合	第一衛生プラント	磐田市千手堂	1989	高・膜	163
北遠	北遠地区広域組合	北遠衛生センター	天竜市渡ヶ島	1991	標脱	70
西部	浜北市	クリーンセンター	浜北市新野	1992	標脱	95
	湖西・新居広域組合	衛生プラント	湖西市白須賀	1964	好気	115
	引佐郡広域施設組合	し尿処理センター	細江町気賀	1992	高・膜	85
政令市	静岡市	東部処理場	静岡市東千代田	1967	一次	260
	静岡市	南部処理場	静岡市下川原	1972	湿酸	300
	浜松市	西部衛生工場	浜松市伊佐地	1981	標脱	400
	浜松市	東部衛生工場	浜松市豊町	1986	標脱	200

(2) 焼却施設

保健所	設置主体	名称	設置場所	処理開始年月	処理方式	炉形式	処理能力 t/日	運転管理
伊豆	下田市	じん芥処理場	下田市敷根	1982	ストーカ式	准連続	80	直営
	東河環境センター	エコクリーンセンター東河	東伊豆町稲取	2002	ストーカ式	准連続	60	直営
	南伊豆町	清掃センター	南伊豆町湊	1992	ストーカ式	バッチ	30	直営
	松崎町	クリーンピア松崎	松崎町雲見	1999	ストーカ式	バッチ	16	直営
	西伊豆町	クリーンセンター	西伊豆町一色	1998	流動床式	バッチ	15	直営
	賀茂村	ごみ焼却場	賀茂村深田	1974	回転式	バッチ	15	直営
熱海	熱海市	熱海市エコ・プラント姫の沢	熱海市泉	1999	ストーカ式	准連続	136	委託
	伊東市	環境美化センター	伊東市鎌田	1984	ストーカ式	全連続	200	一部委託
東部	田方南部広域行政組合	組合焼却場	修善寺町柏久保	1986	ストーカ式	バッチ	25	一部委託
	上肥戸田衛生施設組合	上肥戸田衛生センター	上肥戸小下田	1987	ストーカ式	バッチ	30	直営
	三島市	ごみ処理施設	三島市加茂之洞	1989	流動床式	全連続	180	委託
	沼津市	資源ごみ中間処理施設	沼津市上香貫	1979	ストーカ式	全連続	300	直営
	裾野市	美化センター	裾野市大畑	1988	ストーカ式	准連続	62	直営
	伊豆長岡町	清掃センター	伊豆長岡町南江間	1981	流動床式	准連続	32	直営
	函南町	ごみ焼却場	函南町桑原	1976	ストーカ式	バッチ	40	直営
	菲山町	塵芥焼却場	菲山町山本	1974	機バ	バッチ	20	直営
	長泉町	塵芥焼却場	長泉町東野	1974	ストーカ式	バッチ	50	直営
富士	富士市	環境クリーンセンター	富士市大淵	1986	ストーカ式	全連続	300	委託
	富士宮芝川厚生組合	清掃センター焼却施設	富士宮市山宮	1994	ストーカ式	全連続	240	直営
中部	清水市	清掃工場ごみ焼却施設	清水市八坂	1975	ストーカ式	全連続	285	直営
	庵原郡環境衛生組合	富士川クリーンセンター	富士川町中之郷	1980	流動床式	准連続	50	直営
志太榛原	志太広域事務組合	一色清掃工場	焼津市一色	1975	ストーカ式	バッチ	40	委託
	〃	高柳清掃工場	藤枝市高柳	1985	ストーカ式	全連続	255	委託
	島田北榛原衛生組合	清掃センター	島田市阿知ヶ谷	1982	ストーカ式	全連続	180	直営
	相良外2町広域組合	環境保全センター	相良町等名	1992	ストーカ式	准連続	94	直営
	吉田町榛原町広域施設組合清掃センター	清掃センター	〃	1999	流動床式	准連続	67	直営
中東遠	掛川市	清掃センター	掛川市下場	1984	ストーカ式	准連続	80	直営
	大東大須賀衛生組合	環境保全センター	大東町浜野	1995	ストーカ式	バッチ	35	直営
	菊川小笠衛生組合	組合清掃工場	小笠町棚草	1986	ストーカ式	バッチ	45	一部委託
	森町	清掃センター	森町向天方	1999	機バッチ	バッチ	15	直営
	袋井浅羽広域組合	クリーンセンター中遠	袋井市豊沢	1992	ストーカ式	准連続	96	直営
	磐南行政組合	磐南クリーンセンター	磐田市刑部島	1982	ストーカ式	全連続	180	一部委託
北遠	春野町	はるのクリーンセンター	春野町宮川	1996	ストーカ式	バッチ	8	直営
	水窪町	水窪佐久間クリーンセンター	水窪町奥領家	1993	ストーカ式	バッチ	16	直営
西部	浜北市	清掃センター	浜北市長島	1997	ストーカ式	バッチ	40	直営
	〃	〃	〃	1986	ストーカ式	全連続	90	直営
	湖西市	環境センター(ごみ焼却施設)	湖西市吉美	1998	流動床式	全連続	120	委託
	新居町	ごみ焼却場	新居町内山	1992	ストーカ式	バッチ	25	直営
	引佐郡広域施設組合	ごみ処理センター	三ヶ日町都筑	1993	ストーカ式	准連続	40	一部委託
政令市	静岡市	新沼上清掃工場	静岡市南沼上	1995	ストーカ式	全連続	600	一部委託
	〃	西ヶ谷清掃工場	静岡市西ヶ谷	1983	ストーカ式	全連続	400	一部委託
	浜松市	北部清掃工場	浜松市有玉西	1974	ストーカ式	全連続	360	直営
	〃	南部清掃工場	浜松市江之島	1981	ストーカ式	全連続	450	直営

(3) 焼却以外の中間処理施設

保健所	事業主体	名称	設置場所	処理開始年	施設の種類	処理方式	能力 (t/日)	運転管理
伊豆	東海環境センター	エコクリーンセンター東海	東伊豆町稲取	2002	粗大ごみ	破碎	7	直営
	松崎町	松崎町プレス圧縮機	松崎町雲見	1976	資源化	選別	5	直営
熱海	熱海市	熱海市圧縮処理施設		1999	資源化	選別・圧縮・梱包	9	直営
	伊東市	御石ヶ沢清掃工場破碎施設	伊東市宇佐美	1989	粗大ごみ	破碎	25	直営
	伊東市	〃 圧縮施設	〃	1989	粗大ごみ	圧縮	7	直営
	伊東市	〃 圧縮施設	〃	1994	粗大ごみ	圧縮	8	直営
東部	土肥町	リサイクルセンター	土肥町小土肥	1996	資源化	選別	5	委託
	大仁町	不燃処理施設	大仁町三福	1980	資源化	選別	15	直営
	田方南部広域行政組合	山方南部広域行政組合		1997	粗大ごみ	破碎	5	直営
	田方南部広域行政組合	金属不燃物処理施設		1988	資源化	選別・圧縮・梱包	5	直営
	三島市	粗大ごみ処理施設	三島市加茂之洞	1990	粗大ごみ	併用	50	直営
	沼津市	清掃プラント破碎処理施設	沼津市上香貫	1976	粗大ごみ	併用	50	直営
	沼津市	〃資源ごみ中間処理場	〃	1979	資源化	選別・圧縮・梱包	7	直営
	沼津市	中継・中部処理施設		1999	資源化	選別圧縮	43	委託
	裾野市	美化センター	裾野市大畑	1988	粗大ごみ	併用	15	直営
	伊豆長岡町	清掃センター	伊豆長岡町南江間	1981	粗大ごみ	併用	15	委託
	韭山町	リサイクルプラザ	韭山町奈古谷	1997	資源化	資源化	8	一部委託
	長泉町	空カン処理施設	長泉町東野	1992	資源化	選別	8	直営
	御殿場	御殿場市	リサイクルセンター		1994	資源化	選別・圧縮・梱包	22
御殿場市・小山町広域行政組合		ごみ固形燃料化施設 (御殿場・RDFセンター)		1999	ごみ燃料化	RDF	150	直営
中部	富士宮芝川厚生組合	清掃センター破碎処理施設	富士宮市山宮	1976	粗大ごみ	併用	50	一部委託
	清水市	清掃工場粗大ごみ処理施設	清水市八坂	1978	粗大ごみ	併用	50	直営
志太榛原	志太広域事務組合	一色清掃工場	焼津市一色	1975	粗大ごみ	破碎	50	直営
	志太広域事務組合	リサイクルセンター	岡部町内谷	1978	資源化	選別・圧縮・梱包	50	委託
	島田榛原広域組合	不燃物処理センター	島田市中河	1984	粗大ごみ	併用	40	直営
	〃			1998	その他	圧縮・梱包	16	直営
	相良外2町広域組合	粗大ごみ処理施設	相良町笠名	1992	粗大ごみ	併用	25	直営
〃	不燃物処理施設		1999	その他	選別・圧縮・梱包	8	直営	
中東遠	大東大須賀衛生組合	環境保全センター	大東町浜名	1995	粗大ごみ	破碎	8	直営
	菊川小笠衛生組合	前処理施設	小笠町棚草	1988	資源化	選別・圧縮・梱包	11	直営
	磐南行政組合	磐南クリーンセンター	磐田市刑部島	1982	粗大ごみ	破碎	10	委託
	中遠地区広域事務組合	粗大ごみ処理施設	磐田市新貝	1997	粗大ごみ	破碎	45	一部委託
北遠	春野町	はるのクリーンセンター	春野町宮川	1996	資源化	選別・圧縮・梱包	5	直営
	北遠地区広域組合	不燃物処理センター	天竜市西雲名	1975	資源化	圧縮・梱包	15	直営
西部	浜北市	清掃センター	浜北市永島	1986	粗大ごみ	破碎	10	直営
	湖西市	環境センター (リサイクルプラザ)	湖西市吉美	1998	資源化	選別・圧縮・梱包・その他	30	委託
	新居町	ごみ焼却場 (切断機)	新居町内山	1992	粗大ごみ	破碎	5	直営
政令市	静岡市	沼上清掃工場	静岡市南沼上	1995	粗大ごみ	併用	100	直営
	〃	西ヶ谷清掃工場	静岡市西ヶ谷	1983	粗大ごみ	併用	100	直営
	浜松市	南部清掃工場	浜松市江之島	1981	粗大ごみ	破碎	100	直営
	〃	平和破碎処理センター	浜松市平松	1993	粗大ごみ	併用	220	直営

3 し尿処理関連施設一覧表

(1) 下水処理場一覧表

(平成14年12月末現在)

団体名	処理場	供用年月	処理方式
静岡市	高松下水処理場	S35. 11	標準活性汚泥法、高速エアレーション沈殿法
	城北下水処理場	S52. 4	標準活性汚泥法
	中島下水処理場	S60. 10	標準活性汚泥法
	長田浄化センター	H 14. 6	標準活性汚泥法
浜松市	中部浄化センター	S41. 10	ステップエアレーション法
	瞳ヶ丘浄化センター	S53. 4	活性汚泥変法(生物学的脱窒脱リン) + 急速砂ろ過
	湖東浄化センター	S57. 9	活性汚泥変法(生物学的脱窒) + 同時凝集 + 急速砂ろ過
	館山寺浄化センター	S62. 7	活性汚泥変法(生物学的脱窒脱リン) + 急速砂ろ過
沼津市	中部浄化プラント	S53. 11	標準活性汚泥法
	久連浄化センター	S54. 4	長時間エアレーション法
	重須浄化センター	S61. 3	長時間エアレーション法
	南部浄化センター	建設中	標準活性汚泥法
清水市	南部浄化センター	S47. 4	標準活性汚泥法、ステップエアレーション法
	北部浄化センター	S56. 11	標準活性汚泥法
熱海市	浄水管理センター	S40. 8	(第1) 高速エアレーション沈殿法、(第2) 標準活性汚泥法
三島市	三島終末処理場	S51. 11	標準活性汚泥法
富士宮市	星山浄化センター	S57. 4	標準活性汚泥法
伊東市	湯川終末処理場	S49. 8	標準活性汚泥法
島田市	島田浄化センター	H 7. 4	標準活性汚泥法
富士市	吉原終末処理場	S40. 4	高速エアレーション沈殿法、礫間接触酸化法
	西部浄化センター	S55. 4	標準活性汚泥法
	東部浄化センター	H2. 4	標準活性汚泥法
磐田市	東新町浄化センター	S56. 11	長時間エアレーション法
焼津市	汐入下水処理場	S55. 7	標準活性汚泥法
掛川市	掛川浄化センター	H13. 3	標準活性汚泥法
藤枝市	藤枝市浄化センター	S60. 12	標準活性汚泥法
御殿場市	御殿場浄化センター	H6. 3	標準活性汚泥法
袋井市	袋井浄化センター	H11. 4	標準活性汚泥法
下田市	下田浄化センター	H4. 5	標準活性汚泥法
湖西市	湖西浄化センター	H13. 3	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法
南伊豆町	南伊豆グリーンセンター	H13. 4	嫌気好気ろ床法
土肥町	土肥浄化センター	S61. 4	標準活性汚泥法
天城湯ヶ島町	湯ヶ島グリーンセンター	H 8. 4	回分式活性汚泥法
中伊豆町	白岩浄化センター	H11. 4	オキシレーションディッチ法
清水町	中徳倉終末処理場	S42. 2	標準活性汚泥法
小山町	須走浄化センター	H11. 4	オキシレーションディッチ法
吉田町	吉田浄化センター	H7. 3	標準活性汚泥法
大須賀町	大須賀町浄化センター	建設中	オキシレーションディッチ法
浜岡町	池新田浄化センター	H7. 4	オキシレーションディッチ法
	高松浄化センター	H11. 4	オキシレーションディッチ法
菊川町	菊川町浄化センター	建設中	酸素活性汚泥法
大東町	大東浄化センター	H13. 4	オキシレーションディッチ法
春野町	気田浄化センター	H12. 11	オキシレーションディッチ法
浅羽町	アクアパークあさば	H14. 4	標準活性汚泥法
豊岡村	豊岡グリーンセンター	H13. 3	オキシレーションディッチ法
佐久間町	浦川浄化センター	H8. 4	オキシレーションディッチ法
	佐久間浄化センター	H14. 11	オキシレーションディッチ法
新居町	リュミエール新居	H13. 3	凝集剤併用型硝化内生脱窒法
細江町	細江町浄化センター	H11. 1	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法
引佐町	井伊谷浄化センター	H8. 10	標準活性汚泥法
三ヶ日町	三ヶ日浄化センター	建設中	凝集剤併用型生物学的窒素除去法
静岡県(流域)	西遠浄化センター	S61. 10	標準活性汚泥法
	狩野川東部浄化センター	S60. 10	標準活性汚泥法
	狩野川西部浄化センター	H6. 6	標準活性汚泥法
	磐南浄化センター	H2. 6	標準活性汚泥法
	静清浄化センター	H9. 6	標準活性汚泥法

(2) 集落排水処理施設一覽表

ア 農業集落排水処理施設

(平成14年3月 31日現在)

市町村名	処理区名	着工年度	完了年度	計画人口	処理方式
松崎町	石部	S 61	H 3	870	JARUS-Ⅲ
修善寺町	日向・加殿・田代	S 60	H 5	1500	JARUS-Ⅲ
函南町	田代	H 6	H 9	210	JARUS-I
天城湯ヶ島町	吉奈	S 61	S 63	410	JARUS-V
	佐野・雲金	S 63	H 3	950	JARUS-X I
	門野原	H 3	H 6	660	JARUS-X I
	吉奈	H 11	H 11	0	JARUS-V
中伊豆町	冷川	H 5	H 8	1020	JARUS仕様OD
芝川町	上長貫	H 8	H 12	240	JARUS-I
静岡市	有東木	H 元	H 4	350	JARUS-V
	坂ノ上	H 4	H 8	660	JARUS-Ⅲ
	平野	H 元	H 5	420	JARUS-V
	日向	H 8	H 13	440	JARUS-I
清水市	葛沢	S 62	H 元	290	JARUS-V
	布沢・土	H 3	H 6	350	JARUS-V
蒲原町	善福寺	H 元	H 2	200	JARUS-V
藤枝市	蔵田	H 5	H 9	220	JARUS-I
	葉梨西北	H 8	H 13	400	JARUS-I
岡部町	村良	S 61	H 2	840	JARUS-Ⅲ
相良町	笠名	H 5	H 8	290	JARUS-I
磐田市	鮫島	H 2	H 6	900	JARUS-Ⅲ
	西島	H 9	H 13	960	JARUS-Ⅲ
掛川市	日坂	H 9	H 13	1530	JARUS-X IV
袋井市	大日	H 9	H 13	350	JARUS-I
浜岡町	佐倉	S 63	H 4	1520	JARUS-Ⅲ
	忍沢	H 元	H 5	3520	JARUS-X I
	下朝比奈	H 3	H 7	1570	JARUS-Ⅲ
	塩原	H 元	H 元	150	その他接触ばっ気
大東町	海戸	H 4	H 7	410	JARUS-Ⅲ
天竜市	両島	H 4	H 9	860	JARUS-Ⅲ
佐久間町	上市場	H 元	H 7	430	JARUS-Ⅲ
浜松市	都田	H 8	H 12	1490	JARUS-X II G
御殿場市	清後・山之尻	H 12	(H16)	1550	未定
静岡市	大原	H 9	(H18)	1400	JARUS-X IV
	油山	H 9	(H19)	1980	JARUS-X IV
	俵沢	H 11	(H18)	990	JARUS-Ⅲ
藤枝市	市之瀬	H 8	(H14)	400	JARUS-I
磐田市	向笠里	H 14	(H21)	1240	未定
掛川市	上内田	H 12	(H18)	2670	未定
浜岡町	上朝比奈	H 6	(H14)	1940	JARUS-X I
浜岡町	比木	H 7	(H15)	2380	JARUS-X I
浜岡町	新野	H 10	(H16)	2230	JARUS-X I
大東町	土方	H 10	(H16)	3850	その他OD
豊岡村	敷地	H 10	(H19)	1590	処理方式未定
天竜市	落合・石神	H 8	(H17)	1390	JARUS-X IV

イ 漁業集落排水処理施設

事業主体	漁港名	着工年度	完了年度	計画人口	処理方式
松崎町	岩地	61	63	1,308	接触ばっ気法
	雲見	4	7	3,330	回分式活性汚泥法
賀茂村	安良里	61	62	1,016	簡易沈殿法
南伊豆町	三坂(入間)	58	61	1,010	長時間ばっ気法
	妻良(子浦)	4	7	1,545	接触ばっ気法
	三坂(中木)	9	13	980	接触ばっ気法
西伊豆町	田子	54	57	1,380	簡易沈殿法
下田市	田牛	2	6	1,670	回分式活性汚泥法
戸田村	井田	7	10	830	接触ばっ気法

(3) コミュニティプラント

保健所	事業主体	施設名	処理方法	運営管理	竣工年月	計画処理人口	一日最大汚水量
熱海	伊東市	川奈奥水無田污水处理場	長時間ばっ気	委託	1970.3	900	405
	〃	新山住宅污水处理場	長時間ばっ気	直営	1973.3	1,000	200
	〃	川奈地域污水处理施設	長時間ばっ気	委託	1974.3	1,000	1,200
東部	沼津市	江梨地域し尿処理施設	長時間ばっ気	委託	1972.3	750	260
富士	富士市	市営住宅天間団地合併処理槽	長時間ばっ気	委託	1980.2	240	225
	〃	〃 瀬戸団地合併処理槽	長時間ばっ気	委託	1980.2	192	100
	〃	〃 吉原A団地合併処理槽	長時間ばっ気	委託	1982.2	240	125
	〃	〃 三ツ沢北団地合併処理槽	長時間ばっ気	委託	1983.3	384	96
中部	富士川町	中野台団地地下水処理場	長時間ばっ気	委託	1986.4	1,876	810
志太榛原	焼津市	田尻団地地下水処理場	長時間ばっ気	委託	1970.3	3,400	680
	〃	坂本団地水処理場	長時間ばっ気	直営	1971.3	350	70
	岡部町	田園団地污水处理施設	接触ばっ気	委託	1995.3	167	69
	鳥田市	伊太住宅団地第一污水处理場	接触ばっ気	委託	1972.3	650	186
	〃	月坂住宅団地污水处理場	長時間ばっ気	委託	1977.3	1,820	910
	〃	伊太住宅団地第二污水处理場	長時間ばっ気	委託	1978.12	260	65
中東遠	掛川市	城北団地終末処理場	接触ばっ気	一部委託	1970.3	2,100	450
	〃	葛ヶ丘団地終末処理場	長時間ばっ気	一部委託	1976.3	3,500	1,750
	小笠町	奥之谷地区地域し尿処理施設	長時間ばっ気	委託	1984.1	300	110
	菊川町	青葉台下水処理場	長時間ばっ気	委託	1980.11	3,060	918
	〃	平尾下水処理場	接触ばっ気	委託	1995.3	760	423
	大東町	三俣町営住宅地域し尿処理施設	長時間ばっ気	一部委託	1990.3	310	100
	袋井市	小川町浄化センター	標準活性汚泥	委託	1975.6	7,000	2,100

4 近県廃棄物処理施設一覽表

(1) し尿処理施設

ア 神奈川県

事業主体	施設名称	規模	処理方式	運転開始年月	施設所在地	電話
平塚市	大神環境衛生センター	180	好	83.4	平塚市大神	0463-55-6615
鎌倉市	深沢クリーンセンター	120	化	84.12	鎌倉市苗田	0467-32-4384
藤沢市	北部環境事業所	230	好	93.4	藤沢市石川	0466-44-0702
相模原市	東清掃事業所	200	好	77.11	相模原市古淵	0427-42-0057
〃	〃	250	好	81.8	〃	〃
三浦市	衛生センター	72	嫌	82.12	三浦市南下浦町	0468-82-1220
厚木市	衛生プラント	69	標脱	97.11	厚木市長谷	046-247-0062
葉山町	し尿処理施設	32	焼却	81.9	三浦郡葉山町堀内	0468-75-2870
寒川町	美化センター	70	高負	95.12	高座郡寒川町田端	0467-75-2759
二宮町	環境衛生センター	50	好	76.12	中郡二宮町中里	0463-72-3738
箱根町	清掃第2プラント	47	嫌	64.4	足柄下郡箱根町芦ノ湯	0460-3-6596
津久井郡広域行政組合	衛生センター	90	標脱	87.1	津久井郡津久井町青山	042-784-0295
愛川町	衛生プラント	37	高負	86.4	愛川郡愛川町中津	046-286-2841
秦野市伊勢原市環境衛生組合	秦野衛生センター	100	標脱	92.2	秦野市曾屋	0463-82-2500
〃	〃	72	標脱	84.7	〃	〃
高座清掃施設組合	し尿処理施設	240	好	66.12	海老名市本郷	046-238-2094
足柄上衛生組合	足柄衛生センター	150	標脱	82.4	南足柄市斑目	0465-74-0722

イ 山梨県

事業主体	施設名称	規模	処理方式	運転開始年月	施設所在地	電話
甲府市	衛生センター	100	好	89.4	甲府市小田町	055-241-4311
富士吉田市	環境美化センター第2工場	90	膜分	92.4	富士吉田市小見見	0555-22-0030
塩山市	衛生センター	30	嫌	68.12	塩山市千野	0553-33-4404
山梨市	環境センターし尿処理場	45	好	79.4	北都留郡七野原町上野原	0554-63-1273
峡北広域行政組合	峡北南部衛生センター	72	好	76.3	韭崎町栄二丁目	0551-22-0089
青木ヶ原衛生センター	衛生センター	50	嫌	72.12	西八代郡上九一色村精進	0555-85-2277
峡南衛生組合	し尿処理施設	40	膜分	89.4	南巨摩郡中富町下田原	0556-42-2207
三都衛生組合	クリーンセンター	61	高負	0.4	中巨摩郡甲西町東南湖	055-284-0432
大月郡留広域事務組合	し尿処理場	90	好	87.4	都留市田野倉	0554-43-8321
東八代広域行政組合	東八衛生センター	40	嫌	76.3	東八代郡右相町砂原	055-262-6694
中巨摩地区広域事務組合	衛生センター	85	高負	93.1	中巨摩郡玉穂町乙黒	055-273-4167
甲南環境衛生組合	し尿処理施設	17	嫌	76.5	南巨摩郡富沢町万沢	0556-67-3619
北巨摩北部五町村衛生組合	北部ふるさと公苑	46	嫌	92.4	北巨摩郡長坂町中丸	0551-32-6160

ウ 愛知県

事業主体	施設名称	規模	処理方式	運転開始年月	施設所在地	電話
名古屋市	山崎し尿処理場	200	酸	66.1	名古屋南区豊田町	052-691-3992
岡崎市	クリーンセンター	320	低二	92.4	岡崎市八帖南町	0564-22-5436
蒲郡幸田町衛生組合	清幸園衛生処理場	120	低二	88.4	額田郡幸田町大字深溝	05646-2-1581
一宮市	衛生処理場	100	低二	88.1	一宮市奥町	0586-45-4423
〃	衛生処理場	100	標脱	96.1	〃	〃
瀬戸市	クリーンセンター	125	高負	88.4	瀬戸市西山路町	0561-82-5454
尾張旭市長久手町衛生組合	香流園	60	消	75.4	愛知郡長久手町大字長湫	05616-2-1929
〃	昭和園	60	消	80.4	尾張旭市下井町	05616-2-1929
日東衛生組合	日進美化センター	120	酸	77.12	日進市梅森	052-803-4181
東部知多衛生組合	浄化センター	200	高負	97.4	知多郡東浦町大字森岡	0562-83-3300
中部知多衛生組合	し尿処理場	220	低二	86.4	知多郡武豊町字吉町田	0569-72-0876
春日井市	衛生プラント	190	低二	88.4	春日井市御幸町	0568-31-6008
豊川宝飯衛生組合	し尿処理場	110	高負	0.4	豊川市堺町	0533-86-4247
海部津島環境事務組合	第一事業所	135	高負	98.4	津島市大字津島	0567-28-3810
〃	第二事業所	150	酸	75.4	海部郡弥富町大字鍋田	0567-68-8641
〃	第二事業所	100	酸	79.4	〃	〃
衣浦衛生組合	衛生センター	130	低二	83.1	碧南市広見町	0566-41-3479
刈谷市	清掃センター	54	消	62.5	刈谷市逢妻町	0566-21-1705
逢妻衛生処理組合	し尿処理場	200	酸	83.4	豊田市前林町	0565-52-3318
〃	〃	150	標脱	95.4	〃	〃
豊田加茂広域市町村圏事務処理組合	砂川衛生プラント	200	標脱	95.1	西加茂郡三好町三好旭町	05613-6-4400
安城市	衛生センター	180	低二	87.3	安城市和泉町	0566-92-0178
西尾幡豆広域圏組合	〃	185	高負	95.3	西尾市長繩町	0563-56-3786
愛北衛生処理組合	クリーンセンター	280	高負	93.3	岩倉市大字野寄町	0587-37-0840
尾西市	し尿処理場	80	消	62.1	尾西市北今	0586-62-3001
稲沢市他二町衛生組合	平和処理場	120	消	73.4	中島郡平和町大字須ヶ谷	0567-46-2825
〃	平和処理場	50	酸	75.1	〃	〃
新城広域事務組合	新城清掃センター	54	酸	64.4	新城市庭野	05362-3-1141
西知多厚生組合	し尿処理場	100	高負	95.11	知多市三反田	0562-32-1597
北設衛生処理組合	し尿処理場	25	高負	89.3	北設楽郡設楽町大字松戸	05366-2-0754
渥美郡清掃施設組合	し尿処理場	100	消	81.4	渥美郡赤羽根町大字高松	05314-5-3000
豊橋市	資源化センター	243	酸	80.4	豊橋市豊栄町	0532-46-5304
小牧市	し尿浄化槽汚泥処理施設	40	乾燥	78.4	小牧市大字小木	0568-72-2101
〃	クリーンセンター	53	乾燥	87.5	〃	〃
南知多町	〃	4	乾燥	87.5	〃	〃
〃	篠島環境衛生センター	4	焼	79.4	知多郡南知多町篠島	0569-67-2755
〃	日間賀島環境衛生センター	4	焼	79.4	知多郡南知多町日間賀島	0569-68-2857
知多南部衛生組合	衛生センター	70	高負	98.3	知多郡美浜町大字豊丘	0569-82-0127

(2) ごみ処理施設

ア 神奈川県

事業主体	施設名称	規模	処理方式	運転開始年月	施設所在地	電話
横浜市	旭工場	540	連	99.4	横浜市旭区白根町	045-953-4851
〃	港南工場	900	連	74.4	〃 港南区港南台	045-832-0611
〃	栄工場	1,500	連	76.9	〃 栄区上郷町	045-892-7411
〃	保土ヶ谷工場	1,200	連	80.7	〃 保土ヶ谷区狩場町	045-742-3711
〃	都筑工場	1,200	連	84.4	〃 緑区平台	045-941-7911
〃	鶴見工場	1,200	連	95.4	〃 鶴見区末広町	045-521-2191
川崎市	橋処理センター	600	連	74.12	〃 高津区新作	044-865-0013
〃	堤根処理センター	600	連	79.1	〃 川崎市堤根	044-541-2047
〃	王禅寺処理センター	450	連	86.3	〃 麻生区王禅寺	044-966-6135
〃	浮島処理センター	900	連	95.1	〃 川崎市浮島	044-287-9600
横須賀市	南処理工場	600	連	83.1	横須賀市神明町	0468-35-4990
平塚市	大神環境衛生センター	294	連流	88.4	平塚市大神	0463-55-6615
鎌倉市	今泉清掃工場	150	連	73.5	鎌倉市今泉	0467-44-5344
〃	名越清掃工場	150	連	82.2	〃 大町	0467-24-1097
〃	北部清掃事業所	300	連	72.5	藤沢市石川	0466-44-0702
藤沢市	石名坂清掃センター	390	連流	84.4	〃 藤沢	0466-81-6211
小田原市	清掃工場	180	連	79.6	小田原市久野	0465-34-7325
〃	〃	150	連	91.4	〃 久野	〃
〃	清掃事業所	360	連	95.1	茅ヶ崎市萩園	0467-58-4299
〃	清掃センターじん芥処理場	140	連	81.11	逗子市池子	0468-71-7870
相模原市	南清掃工場	600	連	80.7	相模原市麻溝台	042-748-1133
相模原市	北清掃工場	450	連	91.12	〃 下九沢中道	042-779-1110
厚木市	環境センター	327	連	87.4	厚木市金田	046-225-2790
大和市	環境管理センター	450	連	94.4	大和市草柳	0462-69-1511
南足柄市	清掃工場	80	准	83.3	南足柄市内山	0465-74-3718
葉山町	清掃センター	40	機ハ	77.4	三浦郡葉山町堀内	0468-76-1153
寒川町	クリーンセンター	60	准流	84.3	高座郡寒川町宮山	0467-74-5547
大磯町	ごみ処理施設	90	准流	90.4	中郡大磯町虫窪	0463-72-4438
二宮町	環境衛生センター桜美園	36	機ハ	81.6	〃 二宮町中里	0463-72-3738
〃	〃	12	〃	96.4	〃	〃
山北町	ごみ焼却場	20	機ハ	73.9	足柄上郡山北町山北	0465-75-2770
箱根町	ごみ処理施設	135	准	93.3	足柄下郡箱根町芦ノ湯	0460-3-6596
愛川町	美化プラント	56	准	90.4	愛甲郡愛川町三増	046-281-2258
清川村	清川クリーンセンター	10	機ハ	86.4	清川村官ヶ瀬	0462-88-2348
秦野市伊勢原市環境衛生組合	伊勢原清掃工場	180	連	76.6	伊勢原市三ノ宮	0463-95-1711
〃	〃	90	連	85.11	〃	〃
高座清掃施設組合	ごみ処理施設	150	連流	84.3	海老名市本郷	046-238-2094
〃	〃	200	連流	92.3	〃	〃
津久井郡広域行政組合	衛生センター	50	機ハ	76.4	津久井郡津久井町青山	042-784-2711
湯河原町真鶴町衛生組合	湯河原美化センター	70	准流	97.7	足柄下郡湯河原町吉浜	0465-63-3471
足柄東部清掃組合	大井美化センター	50	准流	84.4	足柄上郡大井町柳	0465-83-1554
足柄西部清掃組合	足柄西部環境センター	50	准流	94.11	足柄上郡山北町山北	0465-76-4655

イ 山梨県

事業主体	施設名称	規模	処理方式	運転開始年月	施設所在地	電話
甲府市	環境センター付属焼却工場	360	連流	95.9	甲府市上町	055-241-4311
富士吉田市	環境衛生センター第一工場	90	准	86.12	富士吉田市小見見	0555-22-0030
塩山市	衛生センター	40	機ハ	93.12	塩山市三日市場	0553-33-4404
山梨市	環境センターごみ焼却場	35	機ハ	85.4	山梨市南	0553-23-1555
山中湖村	クリーンセンター	45	機ハ	91.4	南都留郡山中湖村平野	0555-62-5374
河口湖町	清掃事業所	40	准	81.4	南都留郡河口湖町河口	0555-72-1430
上野原町	クリーンセンター	40	機ハ	97.1	北都留郡上野原町上野原	0554-63-1273
峡南衛生組合	ごみ焼却場	30	機ハ	96.4	南巨摩郡中富町下田原	0556-42-2207
富士川環境衛生組合	清掃工場	20	機ハ	83.4	南巨摩郡増穂町青柳	0556-22-3111
大月都留衛生組合	ごみ焼却場	80	准流	83.4	都留市田野倉	0554-43-8321
市川三珠環境衛生組合	ごみ焼却場	20	機ハ	80.4	西八代郡市川大門町高田	0552-72-0019
東山梨環境衛生組合	環境衛生センター	25	固ハ	96.4	東山梨郡牧丘町成沢	0553-35-4014
青木ヶ原ごみ処理組合	大和田清掃センター	40	機ハ	75.4	西八代郡上九一色村精進青木ヶ原	0555-85-2652
中巨摩地区広域事務組合	清掃センター	180	准	97.2	中巨摩郡玉穂町一町畑	055-273-5711
峡北広域行政事務組合	環境衛生センター	50	機ハ	82.4	韮崎市竜岡町下條南割	0551-22-3437

ウ 愛知県

事業主体	施設名称	規模	処理方式	運転開始年月	施設所在地	電話
名古屋市	富田工場	450	連	89.11	名古屋市申川区富田町大字松下	052-432-0876
名古屋市	鳴海工場	450	連	70.4	名古屋市緑区鳴海町字天白	052-891-5751
名古屋市	南陽工場	1500	連	97.4	名古屋市港区藤前	052-303-0700
名古屋市	山田工場	450	連	86.1	名古屋市西区新木町	052-503-5389
豊橋市	資源化センター	250	連	80.4	豊橋市豊栄町字西	0532-46-5304
豊橋市	〃	150	連	91.3	〃	〃
岡崎市	八帖クリーンセンター	150	連	73.5	岡崎市八帖南町字立島	0564-22-5436
岡崎市	〃	100	連	96.3	〃	〃
岡崎市	中央クリーンセンター	240	連	89.4	岡崎市高隆寺町	0564-22-1153
一宮市	環境センター	450	連	98.3	一宮市奥町字六丁山	0586-45-7004
尾張東部衛生組合	晴丘センター	300	連	92.4	尾張旭市晴丘町東	05615-4-1643
尾三衛生組合	東郷美化センター	200	連	97.11	愛知郡東郷町大字諸輪字百々	05613-8-2226
半田市	クリーンセンター	150	連	91.3	半田市乙川末広町	0569-21-3111
東部知多衛生組合	東部知多クリーンセンター	240	連	89.4	知多郡東浦町大字森岡	0562-46-8855
常滑武豊衛生組合	クリーンセンター常武	150	連	90.3	知多郡武豊町字巻町田	0569-72-0816
春日井市	クリーンセンター	260	連	91.3	春日井市神屋町字引沢	0568-88-0247
春日井市	〃	150	連	77.4	〃	〃
豊川宝飯衛生組合	清掃工場	90	連	81.4	豊川市平尾町親坂	05338-7-4010
豊川宝飯衛生組合	〃	134	連	92.4	〃	〃
海部津島環境事務組合	清掃工場	300	連	83.4	海部郡佐織町大字諸桑	0567-24-1777
衣浦衛生組合	クリーンセンター衣浦	190	連	95.9	碧南市広見町	0566-41-3479
刈谷知立環境組合	クリーンセンター	240	連	86.4	刈谷市半城土町東田	0566-21-5389
豊田市	渡刈清掃工場	220	連	87.4	豊田市渡刈町大明町	0565-28-2000
安城市	環境クリーンセンター	240	連	97.3	安城市和泉町大下	0566-92-0178
西尾幡豆広域圏組合	クリーンセンター	195	連	0.3	幡豆郡吉良町大字岡山	0563-34-8112
蒲郡市	クリーンセンター	130	連	97.4	蒲郡市西浦町田土山	0533-57-4100
大山市	都市美化センター	90	准	83.4	大山市大字塔野池	0568-61-3392
江南丹波環境管理組合	都市美化センター	150	連	83.11	丹波郡大口町河北	0587-95-3200
小牧岩倉衛生組合	環境センター	300	連	84.4	小牧市大字野口	0568-79-1211
尾西市	じん芥処理施設	60	准	91.4	尾西市北今字堀田	0586-62-3001
稲沢市外二町衛生組合	稲沢清掃工場	180	連	0.3	稲沢市中野川端町	0587-36-0315
新城衛生施設組合	広域クリーンセンター	60	連	0.2	新城市日吉字樋田	05362-2-0521
東海市	清掃センター	160	連	95.12	東海市荒尾町奥山	0560-61-2053
西春日井郡東部衛生組合	環境美化センター	90	連	73.4	西春日井郡師勝町大字二子	0568-22-3581
西春日井郡東部衛生組合	〃	90	連	82.4	〃	〃
知多南部衛生組合	クリーンセンター	75	准	98.3	知多郡南知多町大字内海	0569-62-0402
南知多町	篠島環境衛生センター	5	バ	88.3	知多郡南知多町大字篠島	0569-67-2755
〃	日間賀島環境衛生セン	5	バ	92.1	〃 大字日間賀島字浜側	〃
北設衛生処理組合	ごみ処理場	20	機バ	92.4	北設楽郡東栄町大字振草	05367-8-5123
渥美町	清掃センター	30	機バ	76.1	渥美郡渥美町大字福江	05313-2-3322
豊田加茂広域市町村圏事務処理組	清掃センター藤岡プラント	150	連	79.4	西加茂郡藤岡町大字下川口	0565-76-2027
知多市	〃	90	連	95.4	〃	〃
赤羽根町	清掃センター	120	連	84.4	知多市北浜町	0562-32-5300
〃	環境センター	5	機バ	94.11	渥美郡赤羽根町大字赤羽根山	05314-5-3497

(3) 粗大ごみ処理施設

ア 神奈川県

事業主体	施設名称	規模	処理方式	運転開始年月	施設所在地	電話
横浜市	旭工場	38	破碎	99.4	横浜市旭区白根町	045-953-4848
〃	港南工場	60	破碎	74.4	〃 港南区港南台	045-832-0611
〃	栄工場	60	破碎	76.9	〃 栄区上郷町	045-892-7411
〃	保土ヶ谷工場	60	破碎	80.7	〃 保土ヶ谷区狩場町	045-742-3711
〃	北部工場	160	破碎	84.4	〃 緑区平台	045-941-7911
川崎市	橋処理センター	50	併用	88.4	川崎市高津区新作	044-865-0013
	浮島処理センター	50	併用	95.1	〃 川崎区浮島	044-287-9600
横須賀市	南部清掃工場	60	併用	83.1	横須賀市身命神明町	0468-35-4990
平塚市	粗大ごみ破碎処理場	55	併用	89.4	平塚市堤町	0463-22-4557
鎌倉市	今泉クリーンセンター	50	破碎	73.5	鎌倉市今泉	0467-44-5344
〃	今泉クリーンセンター	1	圧縮	73.5	〃	〃
〃	名越クリーンセンター	50	破碎	82.2	鎌倉市大町	0467-24-1097
〃	名越クリーンセンター	1	圧縮	82.2	〃	〃
藤沢市	桐原清掃事業所	50	併用	79.4	藤沢市桐原町	0466-45-4090
〃	北部清掃事業所	30	併用	87.9	〃 石川	0466-44-0702
小田原市	可燃性粗大ごみ破碎処理場	30	破碎	79.1	小田原市久野	0465-34-7325
〃	リサイクルセンター	30	併用	97.4	〃 府川	0465-32-1153
茅ヶ崎市	清掃センターじん芥処理場	50	併用	77.8	茅ヶ崎市萩園	0467-58-4299
逗子市	清掃センター塵芥処理場	30	併用	79.6	逗子市池子	0468-71-7870
相模原市	南清掃工場	50	破碎	80.12	相模原市麻溝台字はの原	0427-48-1133
〃	北清掃工場	85	併用	91.12	〃 下九沢	0427-79-1110
厚木市	粗大ごみ処理施設	50	併用	87.4	厚木市金田	046-225-2790
大和市	環境管理センター	80	併用	94.4	大和市草柳	046-269-1511
葉山町	クリーンセンター	10	破碎	78.4	三浦郡葉山町堀内	0468-75-2870
〃	〃	12.5	圧縮	88.1	〃	〃
二宮町	環境衛生センター	5	圧縮	81.6	中郡二宮町中里	0463-72-3738
〃	〃	5	破碎	81.6	〃	〃
〃	〃	5	破碎	81.6	〃	〃
箱根町	粗大ごみ処理施設	30	破碎	93.4	足柄下郡箱根町芦ノ湯	0460-3-6596
秦野市伊勢原市環境衛生組合	伊勢原清掃工場	12	圧縮	72.4	伊勢原市三ノ宮	0463-95-1711
〃	〃	50	破碎	76.6	〃	〃
〃	〃	30	併用	79.12	〃	〃
〃	〃	15	破碎	85.8	〃	〃
高座清掃施設組合	粗大ごみ処理施設	50	併用	74.4	海老名市本郷	046-238-2094
津久井郡広域行政組合	衛生センター	15	破碎	71.12	津久井郡津久井町青山	0427-84-2711
〃	〃	25	圧縮	81.12	〃	〃
南足柄市	清掃工場	10	破碎	83.3	南足柄市内山	0465-74-3718
寒川町	クリーンセンター	5	圧縮	84.3	高座郡寒川町宮山	0467-74-5547
足柄東部清掃組合	中井美化センター	20	併用	〃	足柄上郡中井町岩倉	0465-81-3356
大磯町	不燃物処理資源化施設	6	併用	90.4	中郡大磯町虫窪	0463-72-3738
清川村	清川クリーンセンター	2	破碎	86.4	清川村宮ヶ瀬	046-288-1211
〃	〃	3	圧縮	86.4	〃	〃
愛川町	美化プラント	15	併用	90.4	愛甲郡愛川町三増	046-281-2258
湯河原町真鶴町衛生組合	粗大ごみ処理施設	24	併用	90.4	足柄下郡真鶴町吉浜	0465-63-3471
足柄西部清掃組合	足柄西部環境センター	8	併用	94.11	足柄上郡山北町山北	0465-76-4655
〃	〃	5	破碎	94.11	〃	〃

イ 山梨県

事業主体	施設名称	規模	処理方式	運転開始年月	施設所在地	電話
甲府市	環境センター附属破碎工場	100	併用	93.5	甲府市上町	0552-41-4311
峡北広域行政事務組合	粗大ごみ処理施設	30	併用	83.4	韮崎市竜岡町下條南割	0551-22-3437
大月都留衛生組合	粗大ごみ処理施設	30	併用	84.4	都留市田野倉	0554-43-8321
中巨摩地区広域事務組合	粗大ごみ処理施設	40	併用	87.1	中巨摩郡玉穂町一町畑	0552-73-5711
河口湖町	粗大ごみ処理施設	5	併用	88.4	南都留郡河口湖町河口	0555-76-7636
富士吉田市	粗大ごみ処理施設	25	併用	86.12	富士吉田市小見見	0555-22-0030

ウ 愛知県

事業主体	施設名称	規模	処理方式	運転開始年月	施設所在地	電話
名古屋市	南陽工場破碎施設	200	併用	79.3	名古屋市港区藤前	052-961-1111
〃	守山南部埋立処分場	50	圧縮	79.3	尾張旭市平子町北	〃
〃	大江破碎工場	400	併用	97.3	港区本星崎町字南	〃
豊橋市	資源化センター	60	併用	80.3	豊橋市豊栄町字西	0532-51-2421
幸田町	不燃物処理場	20	併用	78.3	額田郡幸田町大字深溝字	0564-62-1111
尾張東部衛生組合	晴丘センター	50	併用	90.3	尾張旭市晴丘町東	0561-82-7111
春日井市	クリーンセンター	65	併用	91.3	春日井市神屋町字引沢	0568-88-0247
衣浦衛生組合	衛生センター	40	併用	95.3	碧南市広見町1丁目	0566-41-3479
尾西市	粗大ごみ処理工場	20	圧縮	78.3	尾西市西萩原字天神浦	0586-62-8111
稲沢市外二町衛生組合	稲沢清掃工場	50	併用	0.3	稲沢市中野川端町	0587-36-0135
西春日井郡東部衛生組合	環境美化センター	50	併用	79.3	西春日井郡師勝町大字	0568-22-3581
半田市	粗大ごみ処理施設	50	併用	80.3	半田市乙川末広町	0569-21-6497
尾三衛生組合	東郷美化センター	30	併用	80.3	愛知郡東郷町大字諸輪字	05613-8-2226
江南丹羽環境管理組合	環境美化センター	30	併用	82.3	丹羽郡大口町河北	0587-95-3200
知多市	清掃センター	30	併用	84.4	知多市北浜町	0562-32-5300
東海市	清掃センター	33	併用	95.12	東海市荒尾町奥山	0560-61-2053
刈谷知立環組合	クリーンセンター	30	併用	86.4	刈谷市半城土町	0566-21-5389
小牧岩倉衛生組合	環境センター	50	併用	84.4	小牧市大字野口字大洞地	0568-79-1211
犬山市	都市美化センター	30	併用	84.11	犬山市大字塔野地田口洞	0568-61-3392
一宮市	粗大ごみ処理施設	50	併用	88.3	一宮市奥町六丁山	0586-45-7004
東部知多衛生組合	東部知多クリーンセンター	30	併用	89.3	知多郡東浦町大字森岡	0562-46-8855
常滑武豊衛生組合	粗大ごみ処理施設	25	併用	89.3	知多郡武豊町壺町田27	05697-2-0816

5 災害時における廃家電製品の取扱いについて

平成 13 年 10 月 2 日、環廃対第 398 号
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項で定める特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）が、災害（暴風、豪雨、こう水、高潮、地震、津波その他異常な天然現象により生ずる災害をいう。以下同じ。）によって廃棄物となった場合の取扱いについて、下記事項にご留意ありたい。

また、貴管下市町村については貴職から周知されたい。

記

- 1 災害により廃棄物となった特定家庭用機器廃棄物については、法第 54 条に基づいて製造事業者等に引き渡すか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に定める廃棄物処理基準に従って処理されるべきものであること。
- 2 市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が上記 1 の処理を行った場合（製造業者に引き渡した場合に限る。）には、かかる処理費用は災害廃棄物処理事業として国庫補助対象となること。この場合、法に基づいて製造事業者を引き渡す場合には、法第 19 条に定める料金が災害廃棄物処理事業の処理費用に該当すること。
なお、市町村が回収すべきものとして特定家庭用機器廃棄物を回収する場合、条例等に基づいて被災者から料金を徴収することは妨げないが、この場合には災害廃棄物処理事業の補助対象には該当しないこと。
- 3 特定家庭用機器廃棄物が災害廃棄物に該当するかどうかは、災害により家屋等が被災した場合（全壊、半壊、床上浸水の場合に限る。以下「全壊等」という。）に、当該災害が原因で対象家電が廃棄物となり、かつ、災害発生後速やかに廃棄物として市町村に引き取りの求めがあった場合を原則とすること。この際、災害に乗じて被災していない廃家電を廃棄されるおそれもあることから、全壊等により被災した家屋等における廃家電の所有台数を市町村で調査を行い、災害廃棄物に該当するかどうか判断する必要があるとともに、他の災害廃棄物と同様に被災後相当の期間が経過した場合は災害廃棄物に当たらない場合もあること。
- 4 フロン回収の観点から、エアコン及び冷蔵庫の回収・保管に際しては、冷媒の漏洩に留意するとともに、できる限り分別して行うこと。
- 5 上記については、個々の災害現場の判断に基づいて、人名や財産の保護、衛生上の措置等が優先して行われることを妨げないこと。また、特定家庭用機器廃棄物の保管の際には不法に廃家電を放置されることがないように管理を適切に行うこと。

6 厚生省防災業務計画（抜粋）

この防災業務計画は、平成12年度に厚生省（当時）が改訂したもので現在は失効しているが、震災廃棄物処理の参考となる事項が記載されていることから、該当部分を抜粋し掲載した。

厚生省防災業務計画

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、厚生省の所掌事務について、防災に関しとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行にすることを目的とする。

第1編 災害予防対策

第5章 生活衛生に係る災害予防対策

第3節 廃棄物処理に係る防災体制の整備

第1 一般廃棄物処理施設の耐震化等

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。
- 2 市町村は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 都道府県は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。
- 4 厚生省生活衛生局水道環境部は、情報の収集及び技術的、財政的援助を行う。

第2 災害時応急体制の整備

- 1 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
 - (2) 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。
 - (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備すること。
 - (4) 生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急対策を確保すること。
- 2 厚生省生活衛生局水道環境部及び都道府県は、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第2編 災害応急対策

第1章 総則

第4節 非常災害の特性や時間の経過に応じた適切な災害応急対策の実施

非常災害が発生した場合の災害応急対策は、被災状況等を踏まえた迅速かつ適切な対策が、時間の経過とともに変化する状況に対応し、継続的に講じらるべきであることを踏まえ、厚生省災害対策本部及び厚生省関係部局は、発生した非常災害の特性に応じた適切な災害応急対策を講ずるものとする。

(表)阪神・淡路大震災の経験を踏まえた厚生行政に係る災害応急対策の重点事項

時 点	重点事項	主な担 当部局
発災後 24 時間 以内	(全般) 厚生省災害対策本部の設置 災害救助法の適用決定及び応急救助の実施 (～略～) (避難所等) 避難所及び救護所等の設置 避難所等の被災者に対する水、食料その他生活必需品の供給 避難所への仮設便所の設置 (水) 給水車による生活用水の供給や、水道施設の応急復旧のための広域的な支 援の準備 (～略～)	(略)
発災後 72 時間 以 内	(全般) 厚生省現地災害対策本部の設置 他の都道府県等からの応援人員の確保、派遣調整 (～略～) (避難所) 避難所への医薬品等の供給の支援及び日常生活援助物資の供給 保健婦等の巡回等による避難所の衛生管理、食中毒対策 (水及びごみ) 避難所、稼働医療機関等の防災拠点施設や福祉施設等に重点を置いた給水 車等による飲料水供給 水道施設の応急復旧に着手 し尿収集及び衛生対策に重点を置いたごみ収集 (～略～)	(略)
発災後 1 週間 以 内	(全般) 医療機関、社会福祉施設等の施設設備の被災状況の把握 現地で初期対応に従事した者の交代要員の派遣 (～略～) (避難所等) 仮設風呂の設置 (水及びごみ) 応急復旧をした水道施設により逐次生活用水の供給開始 がれき処理の実施 (～略～)	(略)

第2章 災害救助法の適用

第2節 災害救助法による救助の実施

第1 避難所の設置

- 1 被災都道府県（被災市町村が、救助の実施に関する事務を処理する場合における当該被災市町村を含む。）は、避難所を設置した場合は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じ、プライバシーの確保等に配慮する。
- 2 被災都道府県は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、衰弱した老人、障害者等の要援護者の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行う。

第3章 医療・保健に係る対策

第7節 防疫対策

- 1 被災都道府県・市町村は、「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号）により策定された防疫計画に基づき、以下の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。
 - (1) : 略
 - (2) : 略
 - (3) 避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、伝染病発生の原因となる可能性がある。このため、簡易トイレ等の消毒は重点的に強化し、防疫員の指導のもとに防疫活動を実施すること。

また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努める。

第5章 生活衛生に係る対策

第1節 遺体の火葬等：略

第2節 飲料水の確保

第2 応急給水及び応急復旧

- 1 被災水道事業者等は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。
- 2 被災水道事業者等は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、都道府県を通じて、他の水道事業等に支援を要請する。
- 3 被災都道府県は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、都道府県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

第3 被災者への情報伝達

厚生省生活衛生局水道環境部、都道府県及び水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行う。

第3節 廃棄物の処理

第1 被災地の状況把握

厚生省生活衛生局水道環境部は、発災直後から、都道府県を通じて、施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建設被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。

第2 災害による廃棄物の処理

- 1 被災市町村は、地域防災計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 2 被災市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、被災都道府県に対して支援を要請する。
- 3 被災都道府県は、都道府県内の市町村及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。
- 4 厚生省生活衛生局水道環境部は、被災都道府県からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、全国的な支援の要請等を行い、派遣可能な人員・機材のリストを都道府県に提供する。

また、被災都道府県が他の都道府県に対して支援を要請する場合には、必要な調整を行う。

第3 仮設便所等のし尿処理

- 1 被災市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみとりを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。
- 2 被災市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

第4 生活ごみの処理

被災市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

第5 がれきの処理

- 1 被災市町村は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
- 2 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。

第3編 災害復旧・復興対策

第1章 被災施設等の復旧

第4節 一般廃棄物処理施設の復旧

- 1 被災市町村は、復旧に当たっては、事故防止等、安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。
この場合において、応急復旧後、災害に伴う廃棄物の発生量や処理に要する時間等を勘案し、施設ごとの工事期間、工事時期、必要事業費等を定め、計画的に施設の復旧作業を進める。
- 2 厚生省生活衛生局水道環境部は、一般廃棄物処理施設の復旧が適切かつ速やかに実施されるよう、また、再度の被災の防止を考慮に入れ、必要に応じ、国庫補助を活用しつつ復旧を図られるよう努める。

第2章 がれきの処理

- 1 被災市町村は、がれきの発生量を的確に把握するとともに、処理・処分の方法、処理の月別進行計画、最終処理完了の時期等を含めた処理計画を作成する。
- 2 被災都道府県は、被災市町村の処理計画をまとめ、処理事業の進行管理等を行うためのがれきの全体処理計画を作成する。また、必要に応じ、被災市町村の参加する協議会を設置し、情報収集・提供及び相互の協力体制作りを図る。
- 3 厚生省生活環境局水道環境部は、処理計画の素案を作成・提示するとともに、複数府県にわたる計画の総合調整を図る。

7 処理・処分施設の点検手引きの例

～ごみ焼却施設

(出典) 「維持管理事業所運営の手引き」ごみ編、環境衛生施設維持管理協会より編集

1 地震発生時の処置

地震がひとたび発生するとその被害は広範囲多岐におよび、被害想定が難しい。焼却炉の運転でも同様で、震度に応じた対策が取れば良いが、それは施設の特長や施設付近の地盤の状況など予測困難な要素が多々あり、実際は不可能である。ここでは、相当の被害をもたらすであろうと予測される地震について対策を検討する。

(1) 平常時における対策

地震等が発生した場合、電気、ガス、水道等の供給は望めず、仙台市や神戸市の事例が示すように復旧にも相当の時間を要することを想定すれば、少なくとも以下のように点検あるいは対策を、日常から講じておく必要がある。特に今回の阪神・淡路大震災では非常用発電機が作動できずに問題があったことが報告されている。

- ① 建築物や設備の耐震性と耐火性を定期的に点検し、さらに、壁面の剥離、崖崩れ、擁壁の崩壊、機器の転倒などの防止を図る。
- ② 地震対策に係る人員の配置、確保、指示命令系統等の組織を明確にしておく、地震に限らず各種災害対策の訓練、研修等は必要不可欠である。被害発生のおそれのない軽微な地震でも、模擬的 personnel 配置訓練、建物及び設備の巡視点検を実施することが望ましい。
- ③ 避難場所、避難通路、保護具、救助用具、非常時持出品等の点検、確認、整理整頓を定期的に行う。
- ④ 非常用ディーゼル発電機の運転確保のためには、冷却水及び燃料の確保が不可欠である。冷却水は専用タンクを設置し、また予備給水用のガソリンエンジンポンプを常備し、できれば2系統給水が望まれる。燃料は、燃料消費率から必要量を算出して備蓄しておく。
- ⑤ 配管類は接手部にフレキシブルを用いる。建物貫通部分は十分な余裕を設け、埋設部分は直埋設を避けて、トラフ内の配管等とする。
- ⑥ 自立盤類は、単独設置より列盤の方が転倒しない。盤類に限らず、トップヘビーの機器類は、上部に建物との支持金物を設けるなどの転倒防止対策を行う。
- ⑦ 各機器類のアンカーボルト等を点検し、必要であれば補強等を行う。
- ⑧ 受水槽、受水タンク等の水量を適宜点検確認する。
- ⑨ 危険物の転倒や崩壊等の防止を図り、必要以上の危険物、化学薬品等の貯蔵あるいは保管等を行わない。
- ⑩ 震災で発生するごみは、当然のことながら土砂、がれきの多い、いわゆる焼却不適ごみと予想される。実際例でも、通常残灰比の2倍近い数値が示されている。従って、以後の焼却作業を円滑に支障なく行うためにも、ごみ搬入時のピットワークあるいは臨時処分地の見通し等の対策を考慮しておく。

(2) 避難指定及び避難方法

地震が発生し避難指令が出されたなら、所員は地震対策組織上の所属リーダーの指示に従って、あらかじめ指定された場所へ一時避難し鎮静を待つ。指示が直接得られない場合、あるいは間に合わない場合は、近辺の安全と思われる場所へ一時避難し、周囲の安全を確認した後、連絡をとり指示を受けることとし、特別の場合以外はリーダーを中心に行動し、単独行動を行ってはならない。避難する場合は安全保護具を必ず着用し、定められている避難場所へ、定められている避難通路を使用して避難すること。いずれの場合でも、避難にエレベータを使用してはならない。

(3) 発生時の措置

本震の数分前に発生する予震の段階で警戒体勢をとり本震に備え、指示を待つこと。いかなる場合でも人身の安全が最優先であり、避難を第一に考えなければならない。しかし、直接被害及び二次的災害を最小限に食い止めることは、ひいては人身の安全につながることから、避難に先立ち、必要な措置を速やかに行うことも重要である。特に機器類については運転継続か停止か、またダンパ、バルブ、調整弁については「開」か「閉」かを明確に区分しておくことが肝要である。

焼却炉の運転ではタービン発電機を停止し埋火運転に切替える。特にバーナを使用している場合はすぐ停止し、火災防止を図る。またごみピットに火がはいらないようにごみホッパの蓋は必ず閉とする。

- ① ごみクレーンおよび灰クレーンは作業を直ちに中止し、ごみクレーンバケットはごみピット内のごみの上に静置させ、また灰クレーンも同じように灰ピット内の灰の上に静置させ、直ちに停止してクレーン電源を切る。なお、ゴンドラ型式の灰クレーンは避難を考慮した適切な場所に停止する。
- ② 破碎機及び磁選機等の付属機器類は、直ちに装置を停止し避難する。
- ③ 外来者、見学者等部外者の避難誘導及び、非常時持出用品を持ち出す。
- ④ 投入ステージ、計量機および灰ピット付近にいる外部関係者の避難誘導を行う。降車する際は、車のエンジンを停止し、サイドブレーキを引きエンジンキーは付けたままにするよう指示すること。
- ⑤ 危険物あるいは化学薬品の使用場所及び貯蔵場所等の付近にいる運転員は、その流出による事故防止のため、元弁を「閉」とすること。また、各種薬品注入ポンプはすべて停止すること。
- ⑥ 工事関係者等への作業中止命令及び避難誘導を行うこと。また、ガス溶接等を行っている場合は、直ちに作業を中止し、ガスボンベの元弁を「閉」とすること。

(4) 鎮静後の措置

地震が鎮静したと判断されたなら、責任者は直ちに運転員の集合及び確認を行い、以下の応急活動を行うこと。

- ① 負傷者の救助及び不明者の搜索。
- ② 初期消火あるいは防火作業。
- ③ 関係各方面への連絡調整及び情報収集。
- ④ 工場内各所を巡視点検し、被害状況を把握すると共に応急措置を行う。
- ⑤ 廃熱ボイラを有する場合は、ボイラが空焚きとならないよう、炉内未燃ごみの燃焼の進行をくい止め（埋火状態）、蒸発量を抑えるための各ダンパ、バルブ類の操作を行う、具体的には、押込送風機および燃焼空気系ダンパを全て「閉」とし、炉内への通気を遮断し、排ガスラインは煙突までのダンパを「閉」とする。また、主蒸気

- 弁、ボイラブロー弁及びその他の蒸気出口弁は圧力を監視しながら「閉」とする。
- ⑥ 蒸気タービンを有する場合は適宜手動で回転し、保安電源が確保されたらターニング操作をし、その後停止する。
 - ⑦ 非常用直流電源装置は損傷部分の補修整備を行い、早急に使用可能にする。また、非常用ディーゼル発電機については、冷却水及び燃料の確保を急ぎ、早急に使用可能にする。非常用ディーゼル発電機の被害復旧は、他のどの機器より優先して行う。
 - ⑧ 非常用ディーゼル発電機が起動し、保安電源が確保されたら、消火栓ポンプ、ボイラ給水ポンプ、噴射水ポンプ、計装用コンプレッッサその他の非常用機器の復旧を急ぎ、ボイラドラム水位の確保、焼却炉の緊急埋火、並びにその他の設備の安全を確保する。
 - ⑨ 危険物、化学薬品、燃料等の使用場所及び貯蔵場所については元弁を「閉」にし、また、移送ポンプあるいは注入ポンプ等を停止し、それ以上の流出を防止する。すでに流出しているものは中和等の措置を、また希釈等が行えないほど多量であれば、危険表示、立入禁止等の措置を行う。
 - ⑩ 応急措置は適宜、客先や本社関係部署と連絡を取り、その指示を受けながら行う。一応応急措置が終了し安全が確保されたと認められたなら、被害状況の詳細調査を行い、復旧についての対策、見通し等について関係部署と協議する。

(5) 被害調査

地震等による被害詳細調査は、定期検査の点検及びその他の日常点検表に基づいて行うが、主な留意点を以下に示す。

- ① 人的被害及び二次災害による被害
- ② 危険物、化学薬品の流出及びそれによる被害
- ③ 土木及び建築物
 - ・ 地盤沈下または隆起場所及び崖、擁壁等の崩壊状況
 - ・ 建物の傾斜、壁面のき裂及び崩壊状況
 - ・ 道路のき裂及び陥没等の状況
 - ・ タンク類のき裂、傾斜、倒壊等
 - ・ 煙突の亀裂及び内部の状況
- ④ 設備関係
 - ・ クレーンのワイヤ切れ、脱輪、レールの変形の状態
 - ・ 配管類の折損等の調査においては、特に地下埋貫通部に注意を払い、必要があれば適宜、掘削や漏洩試験を行う
 - ・ ポンプ、ファン等の回転機器は固定ボルトの緩み、折損及び軸心のずれの状態
 - ・ 電源盤、配電盤、制御盤等の自立盤の転倒及び固定ボルト部の状態
 - ・ 電線、ケーブル類の断線、緩み及び支持物の状態
 - ・ 炉体レンガの崩壊、燃焼装置類の破損、変形、脱落の状態
 - ・ 電気集じん装置の槌打ちハンマ軸の曲損、拔出し、集じん板の変形及び脱落、支持碍子の破損、放電極線の損傷及び脱落の状態
 - ・ バグフィルタのろ布の脱落

以上のように地震発生時の対応は多岐にわたるが、参考としてある維持管理事務所の地震発生時の対応フローシートを図1に示す。

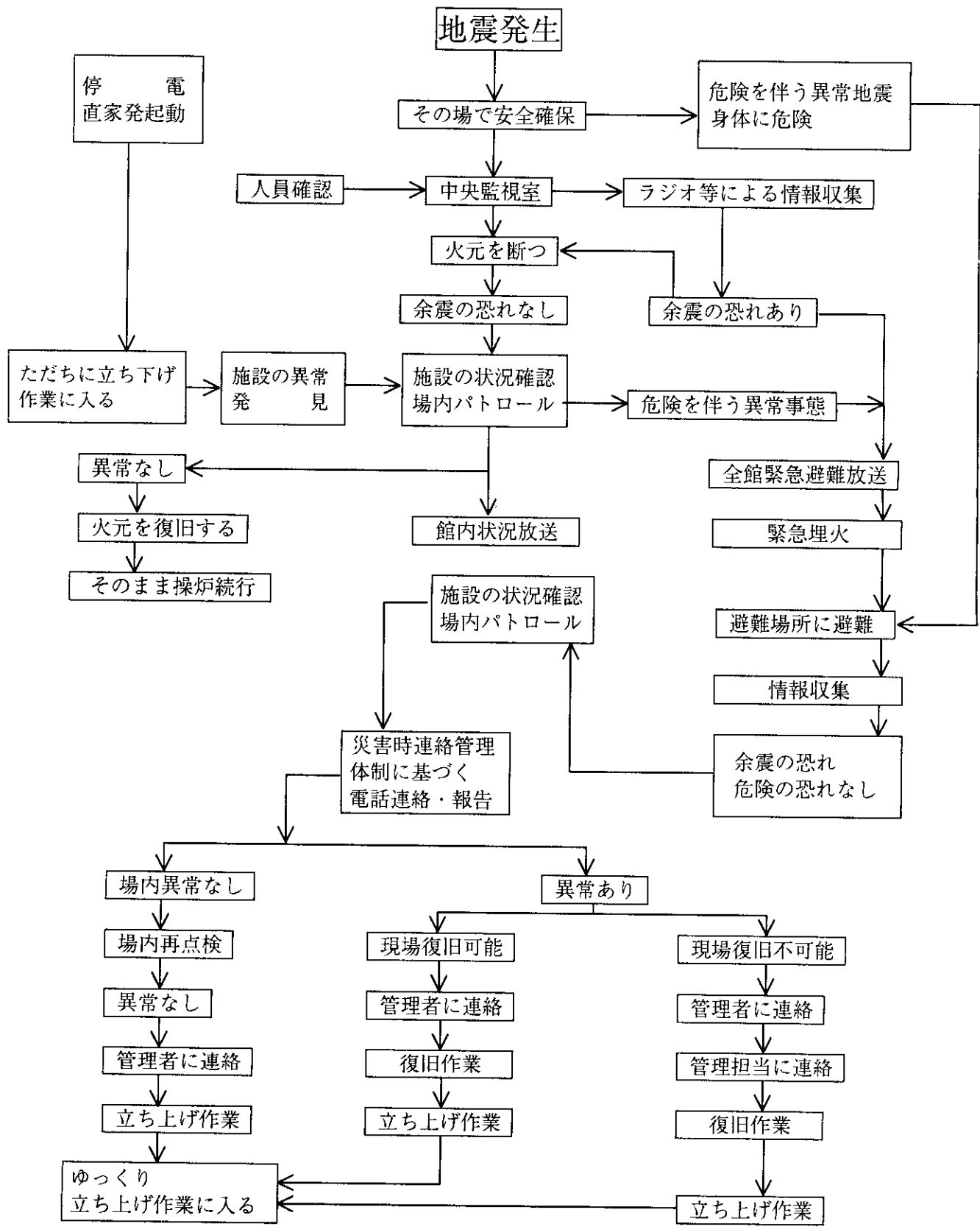


図1 地震発生時の対応フローシート

2 台風と洪水時の処置

毎年秋になると台風が本土に上陸し、洪水や崖崩れなど大きな被害をもたらしているが、最近では河川の護岸が整備され洪水は以前に比べると少なくなった。これら集中豪雨や台風などの自然災害はテレビやラジオで刻々と情報や避難命令が伝えられるので、地震などに比べると事前準備が容易である。特にごみ焼却施設が台風や洪水で受けやすい被害とし、送電線などの断線による停電がある。そのため地震と同様に非常用自家発電設備の信頼性が特に重要である。

(1) 風対策

- ① 窓、シャッター、ドアなどが強風で破損しないように仕舞いをする。
- ② 看板などの不安定な構造物は風に飛ばされないように養生をする。
- ③ 倒れやすい立ち木には添え木などを施し倒壊防止処置をする。

(2) 雨対策

- ① 脆弱な崖や擁壁は土砂崩れしないようにシートを養生する。
- ② 河川の氾濫で洪水が予測される場合は、車両などは埋没しない場所に移動する。
- ③ 地下室に水が入らないように土壌を準備し、揚水対策として水中ポンプを準備する。
- ④ 落雷が予想される時は、避雷針の接地抵抗を測定し規定値以下の場合は改善する。

(3) 共通事項

- ① 停電に備えるため、事前に非常用ディーゼル発電機の整備と試運転を実施し、さらに冷却水や燃料を確保し、いつでも使える体制を整える。
- ② 風水害時に対応する人員配置と指示命令系統を明確にして、万一の場合に備え公休所員も出動できるような連絡体制を取る。
- ③ 避難場所、保護具、救助用具、非常時持出品などの点検と確認を行う。

引用文献

- | | |
|-------------------|----------------|
| ・ 清掃工場の運営と管理 | 工業出版社 |
| ・ 都市清掃 No.207 | (社) 全国都市清掃会議 |
| ・ ごみ処理施設 認定講習テキスト | (財) 日本環境衛生センター |
| ・ ごみ処理施設の安全設計 | 厚生省 |
| ・ ごみ焼却施設構造指針解説 | (社) 全国都市清掃会議 |

震災時し尿及び生活系ごみ
処 理 対 策 マ ニ ュ ア ル

静岡県総務部防災局防災政策室

静岡県環境森林部廃棄物リサイクル室

〒420-8601 静岡市追手町9番6号

TEL 054-221-2456 (防災政策室)

054-221-2137 (廃棄物リサイクル室)

R100

古紙配合率 100%再生紙を使用しています